

情 報 公 開 制 度 及 び

個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況

平 成 2 0 年 度 (2 0 0 8 年 度)

豊 中 市

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成二〇年度（二〇〇八年度）豊中市

はじめに

行政への市民の積極的な参加が求められている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成21年度で21年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度についても、平成17年10月に「豊中市個人情報保護条例」を全部改正し、本市における個人情報の保護により一層努めるとともに、市の出資法人においても、個人情報の保護に関する要綱を制定し、市民の個人情報を保護することとしています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成20年度は、行政文書開示制度では、559件（うち、42件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、77件の自己情報の開示等請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思います。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたいと思います。

本書は、平成20年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成21年（2009年）6月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）を全部改正し、豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

目 次

I. 行政文書開示制度の運用状況	
(1) 行政文書開示制度の運用の経過	1
(2) 部局別開示請求件数	3
(3) 不開示理由の内訳	4
(4) 開示請求者の内訳	5
(5) 開示の実施方法	6
(6) 行政文書開示請求	7
II. 個人情報保護制度の運用状況	
(1) 個人情報保護制度の運用の経過	25
(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）	26
(3) 部局別開示等請求件数	27
(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）	28
(5) 自己情報開示等請求	29
III. 不服申立ての処理状況	
(1) 処理の経過	37
(2) 審査会の答申	38
IV. 情報提供の運用状況	
(1) 情報提供の運用の経過	47
(2) 利用内容と利用者の内訳	48
(3) 保有資料の複写状況	48
(4) 有料頒布資料の販売状況	49
(5) 情報提供されている主な資料と利用状況	51
(6) 配架されている主な資料	52
V. 会議公開制度の運用状況	
(1) 審議会等の会議の公開状況	53
VI. 運営委員会と審査会	
(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について	57
(2) 運営委員会の開催状況	58
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について	61
(4) 審査会の開催状況	62

VII. 資料

(1) 豊中市情報公開条例	68
(2) 豊中市個人情報保護条例	75
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例	89
(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例	90
(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領	92

I. 行政文書開示制度の運用状況

I. 行政文書開示制度の運用状況

(1) 行政文書開示制度の運用の経過

区 分		19年度まで	20年度	合 計
請求件数		8, 138件(205)	559件(42)	8, 697件(247)
請求者数		958人(96)	111人(30)	1, 069人(126)
処 理 状 況	全部開示	1, 946件(51)	105件(15)	2, 051件(66)
	部分開示	3, 325件(97)	425件(18)	3, 750件(115)
	不開示	214件(10)	6件(3)	220件(13)
	不開示 (文書不存在)	181件(6)	13件(3)	194件(9)
	存否応答拒否	0件(0)	0件(0)	0件(0)
	取下げ	2, 472件(41)	9件(3)	2, 481件(44)
	却下	0件(-)	1件(-)	1件(-)
開 示 率		96. 1%(93.7%)	98. 9%(91.7%)	96. 3%(93.3%)
不服申立て件数		96件	1件	97件

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
 2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

○ 平成20年度の行政文書の開示請求は、延べ81人から517件の請求がありました。
 その処理状況は、全部開示90件、部分開示407件、不開示3件、文書不存在による不開示10件、取下げが6件でした。また、開示請求権者以外の人からの開示請求のため却下したものが1件ありました。

請求の主なものは、高齢者住宅改造助成に関する文書243件、在宅障害者住宅改造助成に関する文書47件、公民分館活動交付金実績報告書41件、開発行為等に関する文書30件でした。

なお、豊中市ホームページ(<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>)から、市役所の窓口に来庁することなく手続きを行うことができる「豊中市電子申込サービス」の一環として行っている電子申請が1件ありました。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を30人から42件受けました。その処理状況は、全部開示15件、部分開示18件、不開示3件、文書不存在による不開示3件、取下げ3件でした。

制度化以来の通算では、延べ1,069人から8,697件の行政文書について請求があり（行政文書の任意開示の申出を含む。）、その処理状況は、全部開示2,051件、部分開示3,750件、不開示220件、文書不存在による不開示194件、取下げ2,481件、却下1件となっています。

開示率（※）は、平成20年度は98.9%、制度化以来では96.3%となっています。

※ 開示率＝（全部開示件数＋部分開示件数）÷（全部開示件数＋部分開示件数＋不開示件数）
ただし、不開示件数には、不開示（文書不存在）および存否応答拒否は含めていません。

(2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部 局 名	担 当 課	請 求 件 数	小 計
1	市 長 (11部局)	行財政再建対策室	-	1 (1)	422
		総 務 部 (5課)	法 務 室	1 (0)	
			秘 書 課	1 (1)	
			人 材 育 成 室 人 事 課	1 (0)	
			人 材 育 成 室 職 員 課	4 (0)	
			財 産 管 理 課	1 (0)	
		政 策 企 画 部	情 報 政 策 室	1 (0)	
		環 境 部 (2課)	環 境 政 策 室	5 (4)	
			廃棄物対策室 環境業務課	1 (1)	
		財 務 部	税 務 室 固 定 資 産 税 課	4 (3)	
		市 民 生 活 部 (2課)	消 費 生 活 課	3 (0)	
			市 民 課	1 (1)	
		健 康 福 祉 部 (3課)	福 祉 事 務 所 生 活 福 祉 課	1 (0)	
			福 祉 事 務 所 障 害 福 祉 課	47 (0)	
			福 祉 事 務 所 高 齢 介 護 課	256 (3)	
		こ だ も 未 来 部	保 育 課	12 (0)	
		ま ち づ くり 推 進 部 (6課)	市 街 地 整 備 室	6 (3)	
			千 里 ニ ュ ー タ ウ ン 再 生 推 進 課	7 (0)	
			空 港 対 策 室	3 (3)	
			土 地 利 用 調 整 室 開 発 審 査 課	36 (12)	
土 地 利 用 調 整 室 建 築 審 査 課	7 (2)				
中 高 層 建 築 調 整 室	8 (3)				
土 木 部	道 路 管 理 課	13 (2)			
市 立 豊 中 病 院	病 院 管 理 課	2 (0)			
2	上下水道事業管理者 (2部局)	上下水道局経営部 (4課)	総 務 課	6 (0)	70
			経 営 企 画 課	8 (0)	
			お 客 さ ま セ ン タ ー 窓 口 課	39 (0)	
			お 客 さ ま セ ン タ ー 給 排 水 課	9 (0)	
		上下水道局技術部 (2課)	水 道 室 水 道 建 設 課	5 (0)	
下 水 道 室 下 水 道 管 理 課	3 (1)				
3	教 育 委 員 会 (4室)	教 育 総 務 室 (2課)	総 務 課	13 (0)	66
			教 育 施 設 課	1 (1)	
		企 画 政 策 室	-	7 (0)	
		学 校 教 育 室 (2課)	義 務 教 育 課	2 (0)	
			教 職 員 課	2 (0)	
		生 涯 学 習 推 進 室	中 央 公 民 館	41 (0)	
3 実施機関		17部局	36課	558 (41)	558

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

* 大阪府の管轄事務のため、担当課がなかったものが1件あります。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

区 分	平成19年度まで	平成20年度	合 計
請 求 件 数	8,138 (205)	559 (42)	8,697 (247)
不開示又は部分開示件数	3,539 (107)	431 (21)	3,970 (128)

内訳

個 人 情 報	2,190 (59)	414 (19)	2,604 (78)
法 人 等 情 報	2,277 (44)	344 (10)	2,621 (54)
審議検討等情報	76 (16)	0 (0)	76 (16)
事務事業情報	989 (22)	11 (2)	1,000 (24)
任意提供情報	3 (0)	1 (0)	4 (0)
公共安全等情報	225 (2)	0 (0)	225 (2)
法令秘等情報	4 (0)	0 (0)	4 (0)
国等協力関係情報等	47 (0)		47 (0)

- * 1 () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

○ 平成20年度は559件(取下げ9件を含む。)の開示請求(任意申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(6件)又は部分開示(425件)の決定が行われたものが、431件ありました。

これらの理由は、個人情報(第1号)に該当するもの414件(96.1%)、法人等情報(第2号)344件(79.8%)、事務事業情報(第4号)11件(2.6%)、任意提供情報(第5号)1件(0.2%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあっては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあっては法人の社印、代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあっては審議会市民委員や委託業者の選考に関する部分でした。

制度化以来の通算では8,697件(取下げ等2,481件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(220件)又は部分開示(3,750件)の決定が行われたものは3,970件ありました。このうち、個人情報に該当するもの2,604件(65.6%)、法人等情報2,621件(66.0%)、審議検討等情報76件(1.9%)、事務事業情報1,000件(25.2%)、任意提供情報4件(0.1%)、公共安全等情報225件(5.7%)、法令秘等情報4件(0.1%)、国等協力関係情報等47件(1.2%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

区 分	平成19年度まで	平成20年度	合 計
市内に住所を有する者	7,129	504	7,633
事務所等を有するもの	291	8	299
在 勤 者	486	3	489
在 学 者	8	0	8
納 税 義 務 者	7	0	7
利 害 関 係 者	12	2	14
任 意 申 出 者	205	42	247
合 計	8,138	559	8,697

* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

- 平成20年度の開示請求者の内訳は、559件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求504件(90.2%)、事務所等を有するもの(団体・個人)からの請求が8件(1.4%)、在勤者からの請求が3件(0.5%)、利害関係者からの請求が2件(※)(0.4%)でした。また、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が42件(7.5%)ありました。

制度化以来の通算では8,697件の請求のうち、7,633件(87.8%)が市内に住所を有する者、299件(3.4%)が事務所等を有するもの、489件(5.6%)が市内の事務所や事業所に勤務している者、8件(0.1%)が市内の学校に在学している者、7件(0.1%)が納税義務者、14件(0.2%)が利害関係者、247件(2.8%)が任意申出者からの請求となっています。

※ 利害関係者として開示請求があったもののうち1件は、具体的な利害関係が示されなかったため、開示請求権者とは認めず、却下しました。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

区 分	平成19年度まで	平成20年度	合 計
閲 覧 の み	1,177 (0)	32 (4)	1,209 (4)
閲覧と写し等の交付	3,611 (62)	447 (5)	4,058 (67)
写し等の交付のみ	451 (75)	51 (24)	502 (99)
聴取又は視聴	0 (0)	0 (0)	0 (0)
未 実 施	32 (11)	0 (0)	32 (11)
合 計	5,271 (148)	530 (33)	5,801 (181)

* () 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

- 実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成20年度は、閲覧のみが32件(6.0%)、閲覧と写し等の交付が447件(84.3%)、写し等の交付のみが51件(9.6%)でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,209件(20.8%)、閲覧と写し等の交付が4,058件(70.0%)、写し等の交付のみが502件(8.7%)、請求者が来庁しなかった等の理由で開示できなかったものが32件となっています。

(6) 行政文書開示請求

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成20年4月8日	開発行為許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	まちづくり推進地整審 まちづくり推進地整審 まちづくり推進地整審	平成20年4月22日	部分開示	第1号、第2号	平成20年4月23日	閲覧及び写し等の交付	-	
2	平成20年4月14日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第〇〇〇号)	市民	まちづくり推進地整審 まちづくり推進地整審	平成20年4月22日	全部開示	-	平成20年4月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
3	平成20年4月15日	開発行為許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	まちづくり推進地整審 まちづくり推進地整審	平成20年4月28日	部分開示	第1号、第2号	平成20年5月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
4	平成20年4月23日	近隣関係住民等事前説明報告書(N6,〇〇〇)	市民	まちづくり推進高調整 まちづくり推進高調整	平成20年4月30日	部分開示	第1号、第2号	平成20年5月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
5 ~ 7	平成20年4月23日	道路調査業務に対する委託料に関する支出命令書(平成17~19年度)	市民	上下水道局水道建設課 上下水道局水道建設課	平成20年5月2日	全部開示	-	平成20年5月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
8	平成20年4月25日	「派遣職員の給与等負担金に関する覚書」の取交しについて	市民	上下水道局営務課 上下水道局営務課	平成20年5月8日	全部開示	-	平成20年5月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
9	平成20年4月25日	宅地造成に関する工事の許可申請書(許可番号 〇〇〇)	任意申出者	まちづくり推進地整審 まちづくり推進地整審	平成20年5月8日	部分開示	第2号	平成20年5月15日	写し等の交付	-	
10	平成20年5月1日	職務専念義務免除願書(平成20年度分)	市民	上下水道局営務課 上下水道局営務課	平成20年5月7日	全部開示	-	平成20年5月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
11	平成20年5月1日	組合活動による職務免除 半日以内(平成19年度)	市民	総務課 総務課	平成20年5月15日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
12 ~ 14	平成20年5月1日	組合活動による職務免除申請書(平成18~20年度)	市民	総務課 総務課	平成20年5月15日	全部開示	-	平成20年5月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
15	平成20年5月14日	井戸ストレーナーの位置・深さ 専用水道施設工事申請への確認通知を下した際の原水の水 質分析表。若しくは直近で提出された原水水質分析表 浄化設備フローシート	任意申出者	-	平成20年5月15日	取下げ	-	-	-	-	大阪府の管轄

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
16	平成20年5月15日	豊中市家屋経年異動判読並びに家屋所在図データ等整備業務委託契約書及び仕様書(平成19年度)	任意申出者	財務資産課 税務資産税課	平成20年6月5日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
17	平成20年5月23日	土地異動通知書	利害関係者	財務資産課	平成20年6月6日	却下	-	-	-	-	電子申請
18	平成20年5月23日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	まちづくり 推進利 地整審 査課	平成20年6月3日	部分開示	第1号、第2号	平成20年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
19	平成20年5月23日	開発行為等事前相談返答書(豊主開第〇〇〇号)	市民	まちづくり 推進利 地整審 査課	平成20年6月3日	全部開示	-	平成20年6月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
20	平成20年5月27日	長興寺北2丁目土地区画整理事業による従前地の実測地積	任意申出者	まちづくり 推進利 地整審 査課	平成20年6月3日	取下げ	-	-	-	-	
21	平成20年5月27日	豊中市計画草興寺土地区画整理事業による換地明細書並びに各筆各権利別清算金明細書	任意申出者	まちづくり 推進利 地整審 査課	平成20年5月30日	部分開示	第1号	平成20年6月3日	写し等の 交付	-	
22	平成20年5月30日	給水台帳等の閲覧・「写しの交付」(お知らせ)の掲示について	事業者 (団体)	上下水道 局営業 センター お客様セ ンター 給排水課	平成20年6月12日	全部開示	-	平成20年6月19日	写し等の 交付	-	
23	平成20年5月30日	給配水管情報の写し交付費用の設定について	事業者 (団体)	上下水道 局営業 センター お客様セ ンター 給排水課	平成20年6月12日	全部開示	-	平成20年6月19日	写し等の 交付	-	
24	平成20年5月30日	給水装置工事検査証交付申込書について	事業者 (団体)	上下水道 局営業 センター お客様セ ンター 給排水課	平成20年6月12日	全部開示	-	平成20年6月19日	写し等の 交付	-	
25	平成20年6月3日	道路占用許可書(豊中市指令土管第〇〇〇号)	事業者 (団体)	土木管理 課	平成20年6月11日	部分開示	第1号、第2号	平成20年6月13日	写し等の 交付	-	
26	平成20年6月3日	〇〇〇建替事業に伴う標識設置届出書	事業者 (団体)	まちづくり 推進高 調整 課	平成20年6月11日	部分開示	第1号、第2号	平成20年6月13日	写し等の 交付	-	
27	平成20年6月3日	〇〇〇に関する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出書	事業者 (団体)	まちづくり 推進利 地整審 査課	平成20年6月11日	部分開示	第2号	平成20年6月13日	写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
28	平成20年6月5日	「高校歴史教科書検定での湘細戦艦集団自決」に関する記載内容への修正指示に関して豊中市長の意見表明を求める要望書について	任意申出者	総務課	平成20年6月17日	部分開示	第1号	平成20年6月24日	閲覧	-	
29	平成20年6月12日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境政策室	平成20年6月25日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
30 ～ 33	平成20年6月20日	生活支援ハウス○○○事業収支報告書(平成16～19年度)	市民	健康福祉事務所 高齢介護課	平成20年7月4日	全部開示	-	平成20年7月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
34 ・ 35	平成20年6月20日	豊中市生活支援ハウス事業実施報告書(平成18～19年度)	市民	健康福祉事務所 高齢介護課	平成20年7月4日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
36	平成20年6月20日	豊中市生活支援ハウス事業報告書(平成20年度)	市民	健康福祉事務所 高齢介護課	平成20年7月4日	部分開示	第1号	平成20年7月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
37	平成20年6月20日	第1回新上下水道料金体系プロジェクト委員会の開催についての資料	市民	上下水道 経営センター 窓口課	平成20年6月25日	全部開示	-	平成20年6月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
38	平成20年6月23日	近隣関係住民等事前説明報告書(№○○○)	市民	まちづくり 推進高調室	平成20年7月4日	部分開示	第1号、第2号	平成20年7月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
39	平成20年6月27日	○○○に関する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出書	市民	まちづくり 推進高調室	平成20年7月7日	部分開示	第2号	平成20年7月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
40	平成20年7月1日	豊中市水道大型量水器取替作業業務委託	市民	上下水道 経営センター 給排水課	平成20年7月10日	部分開示	第1号、第2号	平成20年7月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
41	平成20年7月1日	財団法人豊中市水道サービス公社に対する業務委託契約の締結について	市民	上下水道 経営センター 総務課	平成20年7月11日	全部開示	-	平成20年7月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
42	平成20年7月1日	経営戦略会議の開催	市民	上下水道 経営センター 企画課	平成20年7月10日	全部開示	-	平成20年7月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
43	平成20年7月1日	経営戦略会議議事録(6月11日、6月30日)	市民	上下水道 経営センター 企画課	平成20年7月15日	全部開示	-	平成20年7月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
44 ～ 46	平成20年7月2日	航空機公害対策推進市民運動団体からの補助事業等実績報告について(平成17～19年度)	任意申出者	まちづくり 推進対空課	平成20年7月10日	部分開示	第1号	平成20年7月14日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
47	平成20年7月2日	①地番参考出力図②地番配置図データ(Shape形式)	任意申出者	財務室課 税務課 固定資産課	平成20年7月22日	不開示	第1号、第2号、第4号	-	-	-	
48	平成20年7月2日	新上下水道料金体系プロジェクト委員会の開催について	市民	局水道部一課 上下水道営業センター 窓口	平成20年7月3日	全部開示	-	平成20年7月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
49	平成20年7月2日	給水装置工事台帳(20件)	市民	局水道部一課 上下水道営業センター 給排水	平成20年7月16日	部分開示	第1号、第2号	平成20年7月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
50	平成20年7月3日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第〇〇〇号)	市民	局水道部一課 まちづくり 進地整査	平成20年7月9日	全部開示	-	平成20年7月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
51	平成20年7月3日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	局水道部一課 まちづくり 進地整査	平成20年7月9日	部分開示	第1号、第2号	平成20年7月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
52	平成20年7月3日	〇〇〇に関する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出書	市民	局水道部一課 まちづくり 進地整査	平成20年7月7日	部分開示	第1号、第2号	平成20年7月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
53	平成20年7月16日	豊中市水道料金下水道使用料の滞納整理業務及び水道使用開始、使用中精算業務並びに窓口受付業務(電話受付含む)の委託契約について	市民	局水道部一課 上下水道営業センター 窓口	平成20年7月24日	部分開示	第1号	平成20年8月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
54	平成20年7月16日	豊中市水道局水道料金等滞納整理他業務委託契約に係る覚書の締結について	市民	局水道部一課 上下水道営業センター 窓口	平成20年7月24日	全部開示	-	平成20年8月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
55	平成20年7月16日	窓口受付業務(電話受付業務含む1回線分)の業務委託追加の申入れについて	市民	局水道部一課 上下水道営業センター 窓口	平成20年7月24日	部分開示	第1号	平成20年8月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
56	平成20年7月16日	水道使用開始・使用中の窓口受付業務(電話受付含む)委託契約の締結について	市民	局水道部一課 上下水道営業センター 窓口	平成20年7月24日	全部開示	-	平成20年8月1日	閲覧及び写し等の交付	-	
57	平成20年7月17日	平成19年度 道路調査報告書について(NNo.〇〇〇)	市民	局水道部一課 上下水道営業センター 窓口	平成20年8月6日	全部開示	-	平成20年8月19日	閲覧及び写し等の交付	-	7日間延長
58	平成20年7月17日	平成19年度 土地使用承諾書について	市民	局水道部一課 上下水道営業センター 窓口	平成20年8月6日	部分開示	第1号	平成20年8月19日	閲覧及び写し等の交付	-	7日間延長

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
59	平成20年7月23日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	まちづくり推進整備審査課 まちづくり推進整備審査課	平成20年8月4日	部分開示	第1号、第2号	平成20年8月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
60	平成20年7月23日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第〇〇〇号)	市民	まちづくり推進整備審査課	平成20年8月4日	全部開示	-	平成20年8月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
61	平成20年7月23日	(仮称)〇〇〇新築工事に伴う標識設置届出書	市民	まちづくり推進高調課	平成20年8月4日	部分開示	第1号、第2号	平成20年8月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
62 ～ 64	平成20年7月28日	使用者対応記録(上下水道の修理についての苦情処理) (平成18～20年度)	市民	上下水道営企課	平成20年8月11日	部分開示	第1号、第2号	平成20年8月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
65 ～ 67	平成20年7月28日	消費者生活相談詳細内容(上下水道の修理に関するもの) (平成18～20年度)	市民	市消費生活課	平成20年8月6日	部分開示	第2号	平成20年8月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
68	平成20年7月29日	豊中市立中豊島小学校 アスベスト分析結果報告書	任意申出者	教育委員会総務課	平成20年8月7日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
69	平成20年8月4日	学校教育審議会委員の市民公募要領及び選考要領の制定 について	市民	教育委員会策画課	平成20年8月11日	全部開示	-	平成20年8月13日	写し等の交付	-	
70	平成20年8月4日	学校教育審議会委員の市民公募の実施について	市民	教育委員会策画課	平成20年8月11日	全部開示	-	平成20年8月13日	写し等の交付	-	
71	平成20年8月4日	豊中市学校教育審議会の市民委員選考委員の依頼につ いて	市民	教育委員会策画課	平成20年8月11日	部分開示	第1号	平成20年8月13日	写し等の交付	-	
72	平成20年8月4日	豊中市学校教育審議会市民委員の選考資料の送付につ いて	市民	教育委員会策画課	平成20年8月11日	部分開示	第1号	平成20年8月13日	写し等の交付	-	
73	平成20年8月4日	豊中市学校教育審議会委員 市民公募評価票	市民	教育委員会策画課	平成20年8月11日	部分開示	第4号ア、第4号エ	平成20年8月13日	写し等の交付	-	
74	平成20年8月4日	豊中市学校教育審議会委員の市民委員の決定につ いて	市民	教育委員会策画課	平成20年8月11日	部分開示	第1号、第4号ア、第4号エ	平成20年8月13日	写し等の交付	平成20年9月18日	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
75	平成20年8月12日	土地区画整理法第28条第8項による提出書類の提出について	在勤者	まちづくり推進部 街地整備室	平成20年8月22日	部分開示	第1号、第2号	平成20年8月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
76	平成20年8月13日	豊中市学校教育審議会の市民委員選考委員3名を決定した理由を記載した文書	市民	教育委員会 企画策室	平成20年8月27日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
77	平成20年8月13日	昭和23年3月撮影 堀田池の中心の航空写真	市民	政策企画部 企画策室	平成20年8月19日	取下げ	-	-	-	-	
78	平成20年8月19日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	まちづくり推進部 土地利用課	平成20年9月1日	部分開示	第1号、第2号	平成20年9月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
79～81	平成20年8月29日	新上下水道料金体系プロジェクト委員会について(4～6回目)	市民	上下水道局 営繕課	平成20年9月8日	全部開示	-	平成20年9月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
82	平成20年8月29日	経営戦略会議の議事録(7月30日)	市民	上下水道局 営繕課	平成20年9月4日	全部開示	-	平成20年9月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
83	平成20年9月1日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の説明会議事録	市民	まちづくり推進部 高層室	平成20年9月11日	部分開示	第1号	平成20年9月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
84	平成20年9月1日	開発行為許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	まちづくり推進部 街地整備室	平成20年9月16日	部分開示	第1号、第2号	平成20年9月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
85	平成20年9月2日	平成19年度 高齢者虐待の状況について	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成20年9月4日	全部開示	-	平成20年9月8日	写し等の交付	-	
86	平成20年9月3日	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧表	任意申出者	環境部 環境策室	平成20年9月8日	全部開示	-	平成20年9月11日	写し等の交付	-	
87	平成20年9月8日	豊中市〇〇〇新築工事「建築確認申請図書書類」のうち日影図関係の添付図書一式(変更後および変更前)	市民	まちづくり推進部 街地整備室	平成20年9月12日	全部開示	-	平成20年9月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
88	平成20年9月10日	有害物質使用特定事業場名簿	利害関係者	環境部 環境策室	平成20年9月17日	全部開示	-	平成20年9月22日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
89	平成20年9月11日	水道料金減免申込書(平成20年4月～9月分)(給水装置修繕証明書)	市民	上下水道営業課 窓口	平成20年9月25日	部分開示	第1号	平成20年9月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
90	平成20年9月11日	平成20年度 全国学力・学習状況調査 調査結果概況(豊中市立各小学校)	市民	教育委員会 教務課	平成20年11月10日	不開示	第4号	-	-	-	45日間延長
91	平成20年9月11日	平成20年度 全国学力・学習状況調査 調査結果概況(豊中市立各中学校)	市民	教育委員会 教務課	平成20年11月10日	不開示	第4号	-	-	-	45日間延長
92	平成20年9月12日	都市計画法第32条の協議申出書(受付番号 〇〇〇)	市民	まちづくり 推進課	平成20年9月26日	部分開示	第1号、第2号	平成20年10月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
93	平成20年9月12日	協議内容確認書(受付番号 〇〇〇)	市民	まちづくり 推進課	平成20年9月26日	全部開示	-	平成20年10月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
94	平成20年9月12日	開発行為等協議申出書(受付番号 〇〇〇)	市民	まちづくり 推進課	平成20年9月26日	部分開示	第1号、第2号	平成20年10月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
95	平成20年9月19日	下水道法に基づく特定事業場の一覧	任意申出者	上下水道 技術部	平成20年10月2日	全部開示	-	平成20年10月6日	写し等の 交付	-	
96	平成20年9月19日	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧表	任意申出者	環境部 環境政策課	平成20年9月26日	全部開示	-	平成20年10月2日	写し等の 交付	-	
97	平成20年9月19日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境部 環境政策課	平成20年9月26日	全部開示	-	平成20年10月2日	写し等の 交付	-	
98	平成20年9月24日	開発行為許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	まちづくり 推進課	平成20年10月7日	部分開示	第1号、第2号	平成20年10月14日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
99	平成20年9月25日	豊中市上新田上地区画整理組合理事会議事録	任意申出者	まちづくり 推進課	平成20年9月30日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
100	平成20年9月29日	車両リース賃貸借契約書(軽自動車)	市民	総務部 総務課	平成20年10月1日	全部開示	-	平成20年10月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
101	平成20年9月29日	車両リースの指名競争入札について	市民	上総 下水道営業課	平成20年10月7日	全部開示	-	平成20年10月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
102	平成20年9月29日	軽自動車の賃貸借契約の締結について	市民	上総 下水道営業課	平成20年10月7日	全部開示	-	平成20年10月7日	閲覧及び写し等の交付	-	
103	平成20年10月1日	開発行為等事前相談書(受付番号 〇〇〇)	市民	まちづくり推進部 土地利用室 開発審査課	平成20年10月14日	部分開示	第1号、第2号	平成20年10月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
104	平成20年10月1日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第〇〇〇号)	市民	まちづくり推進部 土地利用室 開発審査課	平成20年10月14日	全部開示	-	平成20年10月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
105・106	平成20年10月2日	水道料金減免申込書(修理部分が給管分)について(平成18～19年度分)	市民	上総 下水道営業課	平成20年10月14日	部分開示	第1号	平成20年10月15日	閲覧及び写し等の交付	-	
107	平成20年10月7日	(仮称)〇〇〇新築工事建築確認申請書のうち日影図関係の添付図書一式	市民	まちづくり推進部 土地利用室 建築審査課	平成20年10月9日	全部開示	-	平成20年10月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
108	平成20年10月8日	家庭保育所における職員の人数・資格の有無・職員の身分(正職・パート等)	市民	こども未来部 保育課	平成20年10月22日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
109～119	平成20年10月8日	平成20年度月報7月分(〇〇〇家庭保育所)(計11ヶ所)	市民	こども未来部 保育課	平成20年10月22日	全部開示	-	平成20年10月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
120	平成20年10月22日	辞令(平成20年度)	在勤者	教育委員会 学校教育課	平成20年10月31日	全部開示	-	平成20年11月4日	閲覧及び写し等の交付	-	
121	平成20年10月22日	人事発令について	在勤者	教育委員会 学校教育課	平成20年10月31日	全部開示	-	平成20年11月4日	閲覧及び写し等の交付	-	
122	平成20年10月24日	介護給付適正化業務の報告について	任意申出者	健康福祉部 高齢介護課	平成20年11月6日	部分開示	第1号	-	写し等の交付	-	郵送
123	平成20年10月24日	「重要事項実施計画書」再提出について	任意申出者	健康福祉部 高齢介護課	平成20年11月6日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
124	平成20年10月24日	介護支援専門員との面談記録(平成20年度実施分)	任意申出者	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成20年11月6日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
125	平成20年10月27日	遺言公正証書(昭和61年第○○○号)	市民	総務部 総務課	平成20年11月7日	不開示	第1号	-	-	-	
126	平成20年10月28日	開発行為等事前相談返答書(豊ま開第○○○号)	市民	まちづくり 推進課 土地利用 整備課	平成20年11月4日	全部開示	-	平成20年11月10日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
127	平成20年10月29日	住居表示新旧対照図(○○○)	任意申出者	市民生活 部課	平成20年11月4日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
128 ～ 168	平成20年10月30日	豊中市在宅障害者住宅改造成(平成18～20年度)	市民	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成20年11月26日	部分開示	第1号、第2号	平成20年12月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	15日間延長
169 ～ 389	平成20年10月30日	豊中市高齢者住宅改造成(平成18～20年度)	市民	健康福祉部 福祉事務所 介護課	平成20年11月26日	部分開示	第1号、第2号	平成20年12月1日	閲覧及び 写し等の 交付	-	15日間延長
390	平成20年10月31日	開発行為変更許可申請書(許可番号 ○○○)	任意申出者	まちづくり 推進課 土地利用 整備課	平成20年11月14日	部分開示	第1号、第2号	平成20年11月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
391	平成20年10月31日	開発行為許可申請書(許可番号 ○○○)	任意申出者	まちづくり 推進課 土地利用 整備課	平成20年11月14日	部分開示	第1号、第2号	平成20年11月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
392	平成20年11月10日	○○○マンション建設にあたり、豊中市が出した建築許可に係る文書、○○○が建築許可申請にあたり、同市に提出した事業計画書も含む。	任意申出者	まちづくり 推進課 土地利用 整備課	平成20年11月11日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
393 ・ 394	平成20年11月10日	開発行為等事前相談書(受付番号 ○○○)(2件)	市民	まちづくり 推進課 土地利用 整備課	平成20年11月18日	部分開示	第1号、第2号	平成20年11月28日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
395	平成20年11月19日	料金減免の取扱いに関する要綱について	市民	上下水道 局 お客様センター	平成20年12月3日	全部開示	-	平成20年12月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
396	平成20年11月20日	水道料金減免申込書(平成20年9月～11月)給管分について	市民	上下水道営業センター窓口	平成20年12月3日	部分開示	第1号	平成20年12月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
397	平成20年11月20日	鉛給水管助成金通知書(平成20年1月～3月)	市民	上下水道営業センター給排水課	平成20年12月4日	部分開示	第1号、第2号	平成20年12月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
398	平成20年11月20日	鉛製水管工事の助成金辞退届(漏水証明含む)平成20年4月～11月	市民	上下水道営業センター給排水課	平成20年12月4日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
399	平成20年11月20日	鉛給水管助成金通知書(平成20年4月～11月)	市民	上下水道営業センター給排水課	平成20年12月4日	部分開示	第1号、第2号	平成20年12月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
400	平成20年11月20日	鉛製給水管修繕情報(窓口課から給排水課連絡分)平成20年4月～11月	市民	上下水道営業センター給排水課	平成20年12月4日	部分開示	第1号、第2号	平成20年12月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
401	平成20年12月5日	開発行為許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	まちづくり推進地整審課	平成20年12月17日	部分開示	第1号、第2号	平成20年12月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
402	平成20年12月5日	開発行為変更許可申請書(許可番号 〇〇〇)	市民	まちづくり推進地整審課	平成20年12月17日	部分開示	第2号	平成20年12月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
403	平成20年12月11日	(仮称)とよなか水未来構想(素案)に対する意見募集について 提出された市民(個人)の意見に関する資料	市民	上下水道営業企画課	平成20年12月18日	部分開示	第1号	平成20年12月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
404	平成20年12月12日	経営戦略会議の議事録(平成20年9月～12月)	市民	上下水道営業企画課	平成20年12月18日	全部開示	-	平成20年12月19日	閲覧及び写し等の交付	-	
405	平成20年12月16日	平成20年6月1日現在の上下水道局の障害者の雇用・任免の状況の報告書	市民	上下水道営業企画課	平成20年12月22日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
406	平成20年12月16日	平成20年6月1日現在の豊中市市長部局の障害者の雇用・任免の状況の報告書	市民	総務部 人材育成課	平成20年12月22日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
407	平成20年12月22日	深谷第三住宅管理組合 建替組合設立準備委員会ニュース第17号 平成20年10月23日	市民	まちづくり推進課	平成21年1月14日	全部開示	-	平成21年1月21日	閲覧及び写し等の交付	-	15日間延長

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
408	平成20年12月22日	深谷第三住宅建替え計画 豊中市合同説明会資料-1 平成20年3月3日	市民	まちづくり部 推進課	平成21年1月14日	全部開示	-	平成21年1月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	15日間延長
409	平成20年12月22日	深谷第三住宅 建築規制における北側法面の扱いについて 平成18年3月24日	市民	まちづくり部 推進課	平成21年1月14日	全部開示	-	平成21年1月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	15日間延長
410	平成20年12月22日	深谷第三住宅管理組合 建替え計画委員会全体会(第1回) 資料-1、-2、-3 2006年11月	市民	まちづくり部 推進課	平成21年1月14日	全部開示	-	平成21年1月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	15日間延長
411	平成20年12月22日	深谷第三住宅基本構想-修繕・改修モデルプランと建替え モデルプランの比較検討-平成18年7月30日	市民	まちづくり部 推進課	平成21年1月14日	部分開示	第1号	平成21年1月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	15日間延長
412	平成20年12月22日	会議録 深谷第三住宅建替について 平成15年11月13日	市民	まちづくり部 推進課	平成21年1月14日	部分開示	第1号	平成21年1月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	15日間延長
413	平成20年12月22日	「豊中市千里ニュータウン」地区住環境保全に関する基本方針 針川に関する協議 平成16年10月27日	市民	まちづくり部 推進課	平成21年1月14日	部分開示	第1号	平成21年1月21日	閲覧及び 写し等の 交付	-	15日間延長
414	平成20年12月22日	宅地造成に関する工事の許可申請書(許可番号 〇〇〇)	任意申出者	まちづくり部 推進課	平成20年12月26日	取下げ	-	-	-	-	
415	平成20年1月5日	生活支援ハウス〇〇〇 平成19年度利用料算出根拠	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成21年1月13日	全部開示	-	平成21年1月19日	写し等の 交付	-	
416	平成21年1月5日	教育委員会会議への提出案件について	市民	教育委員会 総務課	平成21年2月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	20日間延長 郵送
417	平成21年1月5日	特別養護老人ホーム〇〇〇 重要事項説明書	市民	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成21年1月13日	全部開示	-	平成21年1月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
418	平成21年1月9日	第8回ハンディタミナル画面委員会について(報告)(ハン ディタミナルの異常水量時警告音条件設定の資料につい て)	市民	上下水道局 営繕課	平成21年1月22日	全部開示	-	平成21年1月29日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
419 ～ 423	平成21年1月16日	計量業務委託業者選定委員会の開催について(第1～5回)	市民	上下水道局 営繕課	平成21年1月30日	全部開示	-	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
424	平成21年1月16日	上下水道局計量業務委託に係る参加要請書等の送付につい て	市民	上下水道局 営繕課	平成21年1月30日	全部開示	-	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
425	平成21年1月16日	上下水道局計量業務委託に係る企画提案書の作成要領及び仕様書の送付について	市民	上下水道局 営繕課 お客様センター窓口	平成21年1月30日	全部開示	-	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
426	平成21年1月16日	上下水道局計量業務委託に係る提案書説明会(ブレゼンテーション)の案内について	市民	上下水道局 営繕課 お客様センター窓口	平成21年1月30日	全部開示	-	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
427	平成21年1月16日	豊中市上下水道局計量業務委託契約にかかる提案書説明会(ブレゼンテーション)の開催について	市民	上下水道局 営繕課 お客様センター窓口	平成21年1月30日	部分開示	第1号	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
428	平成21年1月16日	豊中市上下水道局計量業務委託にかかる受託予定事業者の決定について	市民	上下水道局 営繕課 お客様センター窓口	平成21年1月30日	部分開示	第2号、第4号イ	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
429	平成21年1月16日	豊中市上下水道局計量業務委託にかかる審査結果通知書の送付について	市民	上下水道局 営繕課 お客様センター窓口	平成21年1月30日	部分開示	第2号	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
430	平成21年1月16日	質問に対する回答について	市民	上下水道局 営繕課 お客様センター窓口	平成21年1月30日	部分開示	第1号	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
431	平成21年1月16日	計量業務委託の実施について	市民	上下水道局 営繕課 お客様センター窓口	平成21年1月30日	全部開示	-	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
432	平成21年1月19日	「要望書の質問に対する回答について」(起案表紙)	市民	まちづくり 推進課 土地利用 調整審査 開発審査	平成21年1月23日	部分開示	第1号	平成21年1月26日	写し等の 交付	-	
433	平成21年1月19日	長興寺土地区画整理事業 設計書 血池、今池理立及び整地工事(昭和43年度)	事業者 (団体)	まちづくり 推進課 市街地整備	平成21年1月28日	部分開示	第2号	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
434	平成21年1月19日	豊中市計画 長興寺土地区画整理事業 換地処分通知書の写し(住吉神社分)	事業者 (団体)	まちづくり 推進課 市街地整備	平成21年1月28日	全部開示	-	平成21年1月30日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
435	平成21年1月19日	平成20年9月1日から平成20年12月31日までに都市計画法に基づき開発行為における許可及び変更許可が下りた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする開発行為許可申請書・設計説明書・位置図・給排水計画図	任意申出者	まちづくり 推進課 土地利用 調整審査 開発審査	平成21年2月18日	不開示	-	-	-	-	
436	平成21年1月20日	開発行為許可申請書(許可番号 ○○○)	任意申出者	まちづくり 推進課 土地利用 調整審査 開発審査	平成21年2月2日	部分開示	第1号、第2号	平成21年2月5日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
437	平成21年1月20日	既存擁壁調査報告書(受付番号○○○)	市民	まちづくり推進地地整審査課	平成21年2月3日	部分開示	第1号、第5号	平成21年2月9日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
438	平成21年1月23日	開発行為許可申請書(申請書の表紙、設計説明書・土地利用計画平面図・現況平面図)及び許可通知書(許可番号○○○)	任意申出者	まちづくり推進地地整審査課	平成21年2月2日	部分開示	第1号、第2号	平成21年2月6日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
439	平成21年1月26日	○○○からの報告書	任意申出者	環境廃棄物対策室課	平成21年2月5日	部分開示	第1号、第2号	平成21年2月12日	写し等の 交付	-	
440	平成21年1月26日	月見橋災害復旧工事平・側面図	任意申出者	土木管理課	平成21年2月5日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
441	平成21年1月26日	千里川橋架換工事千里川橋一般図	任意申出者	土木管理課	平成21年2月5日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
442	平成21年1月27日	行政文書不開示決定通知書について	任意申出者	まちづくり推進地地整審査課	平成21年2月3日	部分開示	第1号	平成21年2月5日	閲覧	-	
443	平成21年1月27日	異議申立に対する決定について	任意申出者	まちづくり推進地地整審査課	平成21年2月3日	部分開示	第1号	平成21年2月5日	閲覧	-	
444	平成21年1月27日	行政文書部分開示決定処分についての異議申立てに対する決定並びに諮問の取下げについて	任意申出者	行政再建財対策室	平成21年2月3日	部分開示	第1号	平成21年2月5日	閲覧	-	
445 ～ 450	平成21年1月29日	豊中市在宅隣書者住宅改造助成(平成20年度)	市民	健康福祉書福社課	平成21年2月27日	部分開示	第1号、第2号	平成21年3月5日	閲覧	-	15日間延長
451 ～ 472	平成21年1月29日	豊中市高齢者住宅改造助成(平成20年度)	市民	健康福祉書福社課	平成21年2月27日	部分開示	第1号、第2号	平成21年3月5日	閲覧	-	15日間延長
473	平成21年1月30日	弁明書の提出について	市民	教育委員総務課	平成21年2月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
474	平成21年1月30日	弁明書送付等について	市民	教育委員総務課	平成21年2月6日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
475	平成21年1月30日	弁明書の各教育委員への送付について	市民	教育委員総務課 教育総務	平成21年2月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
476	平成21年1月30日	口頭意見陳述の日程調整について	市民	教育委員総務課 教育総務	平成21年2月6日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
477	平成21年1月30日	審査請求にかかる陳述の聴取について	市民	教育委員総務課 教育総務	平成21年2月6日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
478	平成21年1月30日	反論書の各教育委員への送付について	市民	教育委員総務課 教育総務	平成21年2月6日	全部開示	-	-	写し等の 交付	-	郵送
479	平成21年1月30日	教育委員会会議への提出案件について	市民	教育委員総務課 教育総務	平成21年2月6日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
480	平成21年1月30日	豊中市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について	市民	教育委員総務課 教育総務	平成21年2月6日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
481	平成21年1月30日	審査会諮問通知書の送付について	市民	教育委員総務課 教育総務	平成21年2月6日	部分開示	第1号	-	写し等の 交付	-	郵送
482	平成21年1月30日	平成21年1月19日付豊教総第〇〇〇号記載「行政文書の名 称」に指定された文書に關し、平成21年1月19日付総務部情 報公開課長名文書別紙1～10に記載された文書以外の関係 文書全て	市民	教育委員総務課 教育総務	平成21年2月6日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
483	平成21年2月4日	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8 月7日法105号)、ホームレスに対する生活保護の適用につい て(平成15年7月31日社援保第0731001号)、ホームレス の自立の支援等に関する基本方針(平成20年7月31日厚生 労働省告示第1号)、大阪府ホームレスの自立の支援等に關 する実施計画	市民	健康福祉部 福祉生活福祉	平成21年2月18日	全部開示	-	平成21年3月9日	写し等の 交付	-	
484	平成21年2月5日	昭和45年度都市計画事業都市下水道中央幹線下水道築造 工事(第1工区)(水路の断面図及び平面図)	市民	上下水道局 技術部下水道室 下水道管理課	平成21年2月18日	全部開示	-	平成21年2月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
485	平成21年2月5日	昭和45年度都市計画事業都市下水道中央幹線下水道築造 工事(第2工区)(水路の断面図及び平面図)	市民	上下水道局 技術部下水道室 下水道管理課	平成21年2月18日	全部開示	-	平成21年2月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
486	平成21年2月5日	昭和46年度工事関係書類綴 豊中市計画長興寺土地区 画整理事業に伴う区画街路第2号線道路築造第1期工事(平 面図・断面図)	市民	土木部 道路管理課	平成21年2月18日	全部開示	-	平成21年2月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
487 ～ 489	平成21年2月5日	道路占用許可申請書類綴(ガス供給管) (場所)長興寺南第 28号線 (申請者)〇〇〇 (平成15～17年度)	市民	土木部 道路管理課	平成21年2月18日	部分開示	第1号	平成21年2月18日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
490	平成21年2月9日	道路占用許可申請書綴(一時占用)(場所)長興寺南4丁目4(申請者)〇〇〇(平成20年度)	市民	土木管理課	平成21年2月18日	部分開示	第1号、第2号	平成21年2月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
491	平成21年2月9日	特殊車両通行許可協議回答書綴(目的地)城山町3丁目(協議者)大阪市(車種)セミトレー(平成20年度)	市民	土木管理課	平成21年2月18日	部分開示	第1号、第2号	平成21年2月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
492	平成21年2月10日	豊中市上下水道局計量業務委託契約の締結について	市民	上下水道局 総合窓口課	平成21年2月23日	全部開示	-	平成21年2月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
493	平成21年2月10日	豊中市上下水道局計量業務委託契約の締結について	市民	上下水道局 総合窓口課	平成21年2月23日	全部開示	-	平成21年2月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
494	平成21年2月12日	開発行為許可申請書(擁壁関係の図面)及び許可通知書(許可番号〇〇〇〇)	任意申出者	まちづくり 推進利整 審査課	平成21年2月20日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
495	平成21年2月12日	開発行為変更申請書(擁壁関係の図面)及び許可通知書(許可番号〇〇〇〇)	任意申出者	まちづくり 推進利整 審査課	平成21年2月20日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
496	平成21年2月12日	工事完了届出書(擁壁関係の写真)及び検査済証(発行番号〇〇〇〇)	任意申出者	まちづくり 推進利整 審査課	平成21年2月20日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
497	平成21年2月24日	2009年2月20日開催病院運営審議会資料	市民	市立豊中病院 事務局課	平成21年2月25日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
498	平成21年2月24日	2009年2月20日開催病院運営審議会資料	市民	市立豊中病院 事務局課	平成21年2月26日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
499	平成21年3月2日	豊中市に於ける平成20年1月1日現在の家屋状況に整合させるための「豊中市家屋経年異動判読並びに家屋所在図データ等整備業務委託契約書・仕様書」に基づき得られた「家屋所在図データ(Shape形式)」の複製、若しは出力したものの。(可能ならば電磁的記録による開示一情報公開条例施行規則第8条により一を希望)	任意申出者	財務資産課	平成21年3月6日	不開示	第1号、第2号、 第4号	-	-	-	
500	平成21年3月2日	平成20年10月16日開催豊中市教育委員会会議秘密会議の会議録(議案第46号)および会議提出資料(既受領分除く)	市民	教育委員 会総務課	平成21年3月9日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
501	平成21年3月2日	平成20年11月26日開催豊中市教育委員会会議秘密会議の会議録(議案第49号)および会議提出資料(既受領分除く)	市民	教育委員 会総務課	平成21年3月9日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
502	平成21年3月3日	豊中市水道に関するアンケート調査について	市民	上下水道営業お客様センター窓口	平成21年3月24日	全部開示	-	平成21年3月27日	閲覧及び写し等の交付	-	10日間延長
503	平成21年3月3日	お客さま満足度調査(CS調査)の結果について(中間報告)	市民	上下水道営業お客様センター窓口	平成21年3月24日	全部開示	-	平成21年3月27日	閲覧及び写し等の交付	-	10日間延長
504	平成21年3月3日	お客さま満足度調査(CS調査)質問内容について	市民	上下水道営業お客様センター窓口	平成21年3月24日	全部開示	-	平成21年3月27日	閲覧及び写し等の交付	-	10日間延長
505	平成21年3月3日	平成19年度第2回下水道事業経営改革推進委員会議事録について	市民	上下水道営業お客様センター窓口	平成21年3月24日	全部開示	-	平成21年3月27日	閲覧及び写し等の交付	-	10日間延長
506	平成21年3月3日	第1回豊中市水道事業運営審議会会議の概要について(報告)	市民	上下水道営業お客様センター窓口	平成21年3月24日	全部開示	-	平成21年3月27日	閲覧及び写し等の交付	-	10日間延長
507	平成21年3月3日	CS調査質問項目の設定について	市民	上下水道営業お客様センター窓口	平成21年3月24日	全部開示	-	平成21年3月27日	閲覧及び写し等の交付	-	10日間延長
508	平成21年3月3日	豊中市水道事業運営審議会(第2回目)の実施について	市民	上下水道営業お客様センター窓口	平成21年3月24日	全部開示	-	平成21年3月27日	閲覧及び写し等の交付	-	10日間延長
509	平成21年3月3日	第2回豊中市水道事業運営審議会会議の概要について(報告)	市民	上下水道営業お客様センター窓口	平成21年3月24日	全部開示	-	平成21年3月27日	閲覧及び写し等の交付	-	10日間延長
510	平成21年3月5日	標識設置届出書 平成21年2月受付分	任意申出者	まちづくり推進高調整部	平成21年3月18日	部分開示	第1号、第2号	平成21年4月7日	写し等の交付	-	
511 ～ 513	平成21年3月11日	特殊車両通行許可申請書(目的地)城山町3丁目4(申請者)〇〇〇(車種)ホイールクレーン(平成18年度)	市民	土木管理課	平成21年3月25日	部分開示	第1号、第2号	平成21年3月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
514	平成21年3月17日	福祉のまちづくり条例事前協議書 受付番号〇〇〇 図面一式	任意申出者	まちづくり推進高調整部	平成21年3月31日	部分開示	第1号、第2号	平成21年3月31日	閲覧及び写し等の交付	-	
515	平成21年3月23日	平成20年度中高層建築物等権識設置届出書受付台帳	任意申出者	まちづくり推進高調整部	平成21年4月3日	全部開示	-	平成21年4月7日	写し等の交付	-	
516	平成21年3月25日	道路台帳(豊中市〇〇〇)	任意申出者	まちづくり推進高調整部	平成21年3月31日	全部開示	-	平成21年4月2日	写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
517 ～ 557	平成21年3月27日	平成19年度公民分館活動交付金実績報告書(公民分館40件)(活動交付金清算書及び出納簿)	市民	教育委員会 生涯学習推進 中央公民館	平成21年4月2日	部分開示	第1号	平成21年4月7日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
558	平成21年3月27日	水道の検針について、現在までに毎月検針を検討した資料 一切	市民	上下水道局 経営センター お客様窓口	平成21年4月2日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
559	平成21年3月31日	特殊車両通行許可協議回答書綴(目的地)城山町3丁目 (協議者)大阪市(車種)セムレトラ(平成20年度)	市民	土木部 道路管理課	平成21年4月3日	部分開示	第1号、第2号	平成21年4月3日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

* 「請求者区分」欄の表示の仕方

- 市民・・・・・・・・市の区域内に住所を有する者
- 事業者(個人)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人
- 事業者(団体)・・・市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 在勤者・・・・・・・・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 在学者・・・・・・・・市の区域内に存する学校に在学する者
- 納税義務者・・・・・・・・市税の納税義務者
- 利害関係者(個人)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの個人
- 利害関係者(団体)・・・行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの団体
- 任意申出者・・・・・・・・上記以外のもの

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護制度の運用の経過

区 分		19年度まで	20年度	合 計
請 求 件 数		494 件	77 件	571 件
請 求 者 数		422 人	66 人	488 人
処 理 状 況	承 諾 (全部開示)	347 件	49 件	396 件
	一 部 承 諾 (部分開示)	66 件	20 件	86 件
	全 部 拒 否 (不開示)	43 件	1 件	44 件
	全 部 拒 否 (文書不存在)	14 件	4 件	18 件
	取 下 げ	24 件	3 件	27 件
不 服 申 立 て 件 数		40 件	0 件	40 件

- 平成20年度は、77件の請求があり、自己に関する情報の開示請求が76件、削除等請求が1件でした。

開示請求のうち、診療報酬明細書（レセプト）に関する文書が12件、介護保険法に基づく要介護認定に関する文書が11件、近隣関係住民等事前説明報告書が11件ありました。

削除等請求は、水道情報システム内の自己情報の削除を求めるものでした。

制度化以来では延べ488人から571件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求535件、目的外利用等の中止請求20件、削除請求16件となっています。

なお、平成18年度からは、「市立豊中病院の診療録（カルテ）（担当：医療安全管理室）」の開示請求については豊中市個人情報保護条例第29条に規定する開示請求の特例によることとしましたが、平成20年度は27件の請求があり、その処理状況は全部開示26件、文書不存在による不開示1件でした。

平成18年度からの合計は89件で、全部開示88件、文書不存在による不開示1件です。

(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	19年度まで（※）	20年度	合 計
請 求 件 数	459	76	535
全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数	91	24	115

内訳

本人情報	0	0	0
第三者の個人情報	18	19	37
法人等情報	3	1	4
審議検討等情報	1	0	1
事務事業情報	3	4	7
任意提供情報	2	0	2
公共安全等情報	0	0	0
法令秘等情報	0	0	0
文書不存在	2	4	6

旧条例に基づく不開示理由の内訳（※）

法令秘情報	2		2
評価・診断等情報	19		19
事務事業執行情報	55		55
文書不存在（H13年から）	12		12

* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

※ 不開示理由の内訳は、新条例施行（平成17年10月1日）以後に決定を行ったものについては新条例の区分により、それ以前に決定を行ったものは旧条例の区分による。

- 自己情報の開示請求については、平成20年度は延べ65人から76件の請求があり、その処理状況は、全部開示49件、部分開示20件、文書不存在4件、取下げ3件でした。制度化以来の通算では、535件（取下げ24件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは115件で、新条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、第三者の個人情報37件、事務事業情報7件、法人等情報4件、任意提供情報2件、審議検討等情報1件、旧条例に基づく決定における不開示の該当理由としては、事務事業執行情報55件、評価・診断等情報19件、法令秘情報2件となっています。

(3) 部局別開示等請求件数

(単位：件)

	実施機関名	部 局 名	担 当 課	請求件数	小計
1	市長 (6部局)	総 務 部	広 報 広 聴 課	1	74
		財 務 部	税 務 室 市 民 税 課	1	
		市 民 生 活 部 (2課)	商 工 労 政 課	3	
			市 民 課	15	
		健 康 福 祉 部 (5課)	福 祉 事 務 所 生 活 福 祉 課	2	
			福 祉 事 務 所 障 害 福 祉 課	7	
			福 祉 事 務 所 高 齢 介 護 課	12	
			健 康 支 援 室 健 康 づ くり 推 進 課	2	
			健 康 支 援 室 医 療 給 付 課	12	
		ま ち づ くり 推 進 部 (3課)	市 街 地 整 備 室	3	
土 地 利 用 調 整 室 開 発 審 査 課	1				
中 高 層 建 築 調 整 室	12				
土 木 部	道 路 維 持 課	3			
2	上下水道事業 管 理 者	上下水道局経営部	経 営 企 画 課	1	1
3	教育委員会	企 画 政 策 室	-	2	2
3実施機関		8部局	15課	77	77

○ 平成20年度は、3実施機関8部局に対して77件の請求があり、その内訳は、健康福祉部35件、市民生活部18件、まちづくり推進部16件、土木部3件、企画政策室2件、総務部、財務部、上下水道局が各1件となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して571件の請求があり、市長470件、教育委員会61件、監査委員10件、上下水道事業管理者18件、消防長12件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	平成19年度まで	平成20年度	合 計
閲 覧 の み	7	0	7
閲 覧 と 写 し 等 の 交 付	279	39	318
写 し 等 の 交 付 の み	121 (26)	26 (3)	147 (29)
聴 取 又 は 視 聴	0	0	0
未 実 施	6	4	10
合 計	413 (26)	69 (3)	482 (29)

* () 内の数字は、郵送の件数（内数）

- 実施機関の決定が承諾（全部開示）又は一部承諾（部分開示）の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成20年度は、閲覧と写し等の交付が39件、写し等の交付のみが26件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが7件（1.5%）、閲覧と写し等の交付が318件（66.0%）、写し等の交付のみが147件（30.5%）、これまでに請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものが10件（2.1%）となっています。

(5)自己情報開示等請求
① 自己情報開示請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例第15条各号)

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	平成20年4月1日	診療報酬明細書(平成17年10月～平成18年7月分 ○○○)	開示請求	本人	健康福祉部 健康支援室 医療給付課	平成20年4月9日	全部開示	-	平成20年4月11日	写し等の 交付	-	
2	平成20年4月2日	印鑑登録原票	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成20年4月2日	全部開示	-	平成20年4月2日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
3	平成20年4月4日	豊中市立保健センター 診療録(平成20年1月13 日・3月30日分)	開示請求	任意代理人	健康福祉部 健康支援室 健康推進課	平成20年4月18日	全部開示	-	平成20年4月22日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
4	平成20年4月9日	身体障害者手帳交付申請書	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成20年4月22日	不開示 (文書 不存在)	-	-	-	-	
5	平成20年4月9日	ケース記録	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成20年4月22日	全部開示	-	平成20年4月22日	写し等の 交付	-	
6	平成20年4月9日	身体障害者手帳台帳	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成20年4月22日	全部開示	-	平成20年4月22日	写し等の 交付	-	
7	平成20年4月9日	身体障害者更生指導台帳	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成20年4月22日	全部開示	-	平成20年4月22日	写し等の 交付	-	
8	平成20年4月10日	診療報酬明細書(平成19年4月～9月分)	開示請求	相続人等	健康福祉部 健康支援室 医療給付課	平成20年4月22日	全部開示	-	平成20年4月24日	写し等の 交付	-	
9	平成20年4月30日	平成15年(2003年)8月14日付豊土道第73号行政 文書開示について	開示請求	本人	土道路 道維持課	平成20年5月14日	全部開示	-	平成20年5月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
10	平成20年4月30日	平成15年(2003年)7月23日付豊土道第66号行政 文書開示について	開示請求	本人	土道路 道維持課	平成20年5月14日	全部開示	-	平成20年5月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
11	平成20年4月30日	東豊中能野田線外5路線歩道等安全施設整備工事 に伴う経過について	開示請求	本人	土道路 道維持課	平成20年5月14日	全部開示	-	平成20年5月20日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
12	平成20年5月2日	戸別による事前説明の経過及び結果要旨(戸別による事前説明の経過及び結果を含む)	開示請求	本人	まちづくり推進部 建築調整室	平成20年5月2日	取下げ	-	-	-	-	
13	平成20年5月12日	要介護認定に係る認定調査内容、主治医意見書、審査会記録	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成20年5月19日	全部開示	-	平成20年5月20日	写し等の交付	-	
14	平成20年5月28日	診療報酬明細書(平成17年3月～6月分) ○○○病院	開示請求	本人	健康福祉部 健康支援室 医療給付課	平成20年6月9日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
15	平成20年5月29日	戸籍謄・抄本等交付請求書(平成20年3月7日～4月30日)	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成20年6月12日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	
16	平成20年6月11日	平成9年度豊中市木造賃貸住宅等建替事業の共同施設整備費補助金の確定について	開示請求	本人	まちづくり推進部 市街地整備室	平成20年6月23日	部分開示	第2号、第5号	平成20年6月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
17	平成20年6月11日	平成9年度豊中市木造賃貸住宅等建替事業の補助金交付申請に対する交付決定について	開示請求	本人	まちづくり推進部 市街地整備室	平成20年6月23日	部分開示	第2号、第5号	平成20年6月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
18	平成20年6月11日	平成20年3月市街地整備室 事業関係参考資料	開示請求	本人	まちづくり推進部 市街地整備室	平成20年6月23日	部分開示	第2号	平成20年6月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
19	平成20年6月20日	印鑑登録証明書交付請求書(平成19年7月10日)	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成20年6月24日	全部開示	-	平成20年6月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
20	平成20年6月20日	戸籍謄・抄本等交付請求書(1年分)	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成20年6月27日	取下げ	-	-	-	-	
21	平成20年7月4日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成20年7月10日	全部開示	-	-	未実施	-	
22	平成20年7月4日	住民票の写し等交付申請書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成20年7月10日	部分開示	第2号	-	未実施	-	
23	平成20年7月4日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	平成20年7月10日	部分開示	第2号、第3号	-	未実施	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部署	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
24	平成20年7月11日	申出書(印鑑登録に関する)平成19年10月12日、平成20年3月26日	開示請求	本人	市民生活部	平成20年7月15日	全部開示	-	平成20年7月17日	写し等の交付	-	
25	平成20年7月31日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	任意代理人	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成20年8月6日	全部開示	-	平成20年8月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
26	平成20年8月4日	豊教企第42号「豊中市学校教育審議会市民委員の決定について」	開示請求	本人	教育委員会 企画政策室	平成20年8月11日	部分開示	第2号、第5号ア、第5号エ	平成20年8月13日	写し等の交付	-	
27	平成20年8月4日	豊中市学校教育審議会市民委員選考委員会事務資料「豊中市学校教育審議会委員 市民公募評価票」	開示請求	本人	教育委員会 企画政策室	平成20年8月11日	部分開示	第5号ア、第5号エ	平成20年8月13日	写し等の交付	-	
28	平成20年8月4日	診療報酬明細書(平成19年8月～平成20年5月分)〇〇〇〇クニニツク	開示請求	本人	健康福祉部 健康支援室 医療給付課	平成20年8月18日	全部開示	-	平成20年8月21日	閲覧及び写し等の交付	-	11日間延長
29	平成20年8月14日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	任意代理人	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成20年8月15日	全部開示	-	平成20年8月18日	写し等の交付	-	
30	平成20年8月20日	要介護認定に係る認定調査内容、主治医意見書、要介護認定の状態区分	開示請求	相続人等	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成20年8月27日	全部開示	-	平成20年8月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
31	平成20年8月21日	診療報酬明細書(平成19年7月～平成20年3月分)	開示請求	本人	健康福祉部 健康支援室 医療給付課	平成20年9月1日	全部開示	-	平成20年9月5日	閲覧及び写し等の交付	-	
32	平成20年9月1日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部	平成20年9月4日	全部開示	-	平成20年9月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
33	平成20年9月3日	印鑑登録申込書、受領書、委任状、印鑑登録廃止届出書	開示請求	本人	市民生活部	平成20年9月4日	全部開示	-	平成20年9月8日	閲覧及び写し等の交付	-	
34	平成20年9月10日	要介護認定に係る認定調査内容、主治医意見書、状態区分、基礎調査内容	開示請求	相続人等	健康福祉部 福祉事務所 高齢介護課	平成20年9月11日	全部開示	-	平成20年9月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
35	平成20年9月18日	診療報酬明細書(平成20年6月～7月分)〇〇〇クニニツク	開示請求	本人	健康福祉部 健康支援室 医療給付課	平成20年9月25日	全部開示	-	平成20年9月26日	写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
36	平成20年9月24日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進高調整室 まちづくり推進高調整室	平成20年10月6日	部分開示	第2号	平成20年10月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
37	平成20年9月24日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進高調整室 まちづくり推進高調整室	平成20年10月6日	部分開示	第2号	平成20年10月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
38	平成20年9月29日	診療報酬明細書(平成19年4月～6月分 〇〇〇病院)	開示請求	本人	健康福祉部 健康福祉部	平成20年10月2日	全部開示	-	平成20年10月6日	写し等の交付	-	
39	平成20年10月3日	事故報告書	開示請求	任意代理人	健康福祉部 健康福祉部	平成20年10月10日	部分開示	第2号	平成20年10月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
40	平成20年10月7日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	本人	健康福祉部 健康福祉部	平成20年10月10日	全部開示	-	平成20年10月15日	閲覧及び写し等の交付	-	
41	平成20年10月10日	要介護認定に係る認定調査内容、主治医意見書、資料	開示請求	相続人等	健康福祉部 健康福祉部	平成20年10月15日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
42	平成20年10月14日	生活保護費内訳(平成16年12月15日～平成18年5月19日分)	開示請求	任意代理人	健康福祉部 健康福祉部	平成20年10月28日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
43	平成20年10月22日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進高調整室 まちづくり推進高調整室	平成20年11月4日	部分開示	第2号	平成20年11月12日	写し等の交付	-	
44	平成20年10月22日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進高調整室 まちづくり推進高調整室	平成20年11月4日	部分開示	第2号	平成20年11月12日	写し等の交付	-	
45	平成20年10月22日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進高調整室 まちづくり推進高調整室	平成20年11月4日	部分開示	第2号	平成20年11月7日	写し等の交付	-	
46	平成20年10月22日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進高調整室 まちづくり推進高調整室	平成20年11月4日	部分開示	第2号	平成20年11月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
47	平成20年10月23日	住民異動停止申出書(平成19年10月19日、平成20年3月26日、10月6日)	開示請求	本人	市民生活部 市民生活部	平成20年10月30日	全部開示	-	平成20年11月5日	写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部署	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
48	平成20年10月23日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進部 建築調整室	平成20年11月6日	部分開示	第2号	平成20年11月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
49	平成20年10月24日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進部 建築調整室	平成20年11月6日	部分開示	第2号	平成20年11月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
50	平成20年10月24日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進部 建築調整室	平成20年11月6日	部分開示	第2号	平成20年11月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
51	平成20年10月27日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進部 建築調整室	平成20年11月6日	部分開示	第2号	平成20年11月28日	写し等の交付	-	
52	平成20年10月27日	(仮称)〇〇〇に伴う近隣関係住民等事前説明報告書内の戸別による事前説明の経過及び結果(議事録)	開示請求	本人	まちづくり推進部 建築調整室	平成20年11月6日	部分開示	第2号	平成20年11月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
53	平成20年11月14日	住民基本台帳カード交付申請書(平成18年10月30日)住民基本台帳カード交付通知書兼照会書(平成18年11月13日)	開示請求	本人	市民生活課	平成20年11月17日	全部開示	-	平成20年12月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
54	平成20年11月17日	診療報酬明細書(平成20年8月～9月分)	開示請求	本人	健康福祉課 健康支援室	平成20年11月28日	全部開示	-	平成20年12月1日	写し等の交付	-	
55	平成20年11月19日	要介護認定に係る主治医意見書	開示請求	本人	健康福祉課 福祉事務所	平成20年11月27日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
56	平成20年11月20日	固定資産税証明書交付請求書	開示請求	本人	財務市民課	平成20年11月25日	部分開示	第2号	平成20年11月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
57	平成20年12月8日	外国人登録原票記載事項証明書交付請求書委任状	開示請求	本人	市民生活課	平成20年12月12日	全部開示	-	平成21年2月2日	閲覧及び写し等の交付	-	
58	平成20年12月24日	診療報酬明細書(平成19年2月～3月分 〇〇〇病院、平成19年3月～6月分 〇〇〇病院、平成19年6月～7月分 〇〇〇病院)	開示請求	相続人等	健康福祉課 健康支援室	平成20年12月26日	全部開示	-	平成21年1月9日	写し等の交付	-	
59	平成20年12月25日	戸籍関係証明書交付請求書(平成20年10月15日～12月19日)	開示請求	本人	市民生活課	平成21年1月6日	不開示(文書不存)	-	-	-	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
60	平成20年12月26日	宅地造成に関する工事の許可申請書(許可番号〇〇〇)	開示請求	本人	まちづくり推進地整審査課	平成21年1月7日	全部開示	-	平成21年1月9日	写し等の交付	-	
61	平成21年1月6日	診療報酬明細書(平成20年10月分 〇〇〇病院)	開示請求	任意代理人	健康支援室医療給付課	平成21年1月8日	全部開示	-	平成21年1月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
62	平成21年1月13日	診療報酬明細書(平成20年2月～9月分 〇〇〇病院、〇〇〇病院及び調剤薬局)	開示請求	本人	健康支援室医療給付課	平成21年1月20日	全部開示	-	平成21年1月22日	写し等の交付	-	
63	平成21年1月14日	要介護認定に係る文書 要介護認定等状況(要介護認定の経過)	開示請求	任意代理人	健康福祉事務所高齢介護課	平成21年1月19日	全部開示	-	平成21年1月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
64	平成21年1月15日	一般法律相談票(平成20年6月20日)	開示請求	本人	総務広報広聴課	平成21年1月19日	全部開示	-	-	未実施	-	
65	平成21年1月16日	医学的検査結果報告書(平成14年7月1日・平成17年6月27日・平成20年5月29日)(認定更新用)	開示請求	本人	健康福祉事務所推進課	平成21年1月16日	全部開示	-	平成21年1月16日	写し等の交付	-	
66	平成21年1月29日	診療報酬明細書(平成20年1月～11月分 〇〇〇病院)	開示請求	法定代理人	健康福祉事務所医療給付課	平成21年2月2日	全部開示	-	平成21年2月3日	写し等の交付	-	
67	平成21年2月4日	面接相談記録表	開示請求	本人	健康福祉事務所生活福祉課	平成21年2月18日	全部開示	-	平成21年3月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
68	平成21年2月18日	要介護認定に係る認定調査内容、主治医意見書、状態区分	開示請求	相続人等	健康福祉事務所高齢介護課	平成21年3月4日	全部開示	-	平成21年3月10日	閲覧及び写し等の交付	-	
69	平成21年2月18日	主治医意見書、介護給付費等支給審査会の議事録	開示請求	本人	健康福祉事務所障害福祉課	平成21年2月24日	全部開示	-	平成21年3月3日	閲覧及び写し等の交付	-	
70	平成21年2月26日	要介護認定に係る認定調査内容、主治医意見書	開示請求	相続人等	健康福祉事務所高齢介護課	平成21年3月4日	全部開示	-	平成21年3月9日	閲覧及び写し等の交付	-	
71	平成21年3月2日	印鑑登録廃止届、印鑑登録証亡失届	開示請求	相続人等	市民生活課	平成21年3月5日	不開示(文書不存在)	-	-	-	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
72	平成21年3月4日	障害程度区分認定に係る主治医意見書	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成21年3月10日	全部開示	-	平成21年3月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
73	平成21年3月18日	大阪府に進達した身体障害者診断書・意見書の写し	開示請求	本人	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	平成21年3月26日	全部開示	-	平成21年3月31日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
74	平成21年3月30日	交通災害共済見舞金等請求書	開示請求	本人	市民生活部 商工労働課	平成21年4月13日	全部開示	-	平成21年4月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
75	平成21年3月30日	交通災害共済見舞金等請求書	開示請求	本人	市民生活部 商工労働課	平成21年4月13日	全部開示	-	平成21年4月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	
76	平成21年3月30日	交通災害共済見舞金等請求書	開示請求	本人	市民生活部 商工労働課	平成21年4月13日	全部開示	-	平成21年4月23日	閲覧及び 写し等の 交付	-	

② 自己情報訂正等請求

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不服申立日	備考
1	平成20年5月30日	水道情報システムに内蔵している個人情報	削除請求	本人	上下水道局 経営企画課	平成20年7月22日	全部拒否	-	

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

Ⅲ. 不服申立ての処理状況

(1) 処理の経過

(単位：件)

区 分		平成19年度まで	平成20年度	合 計	
申 立 て 件 数	行政文書	96	1	97	
	個人情報	40	0	40	
	計	136	1	137	
処 理 状 況	却 下	行政文書	3	0	3
		個人情報	1	0	1
		計	4	0	4
	全 部 認 容	行政文書	5	2	7
		個人情報	5	0	5
		計	10	2	12
	部 分 認 容	行政文書	12	2	14
		個人情報	9	0	9
		計	21	2	23
	棄 却	行政文書	54	0	54
		個人情報	20	0	20
		計	74	0	74
	取 下 げ	行政文書	17	0	17
		個人情報	4	0	4
		計	21	0	21
合 計	行政文書	91	4	95	
	個人情報	39	0	39	
	計	130	4	134	
審 理 中	行政文書		2	2	
	個人情報		1	1	
	計		3	3	

* 却下の4件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成19年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したもののうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したもの。

- 平成20年度の不服申立ては、行政文書に関するものが1件あり、次年度に審理が繰り越されました。なお、前年度から引き続き審理中のものが2件あります。

(2) 審査会の答申

豊情個審答申第35号
平成20年(2008年)11月5日

豊中市教育委員会委員長
塚本 美彌子 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 木 村 修 治

豊中市情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定処分について
(答申)

平成19年12月28日付け諮問第1号で諮問を受けた審査請求については、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育委員会教育長が行った「(仮称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」支援業務委託関係文書の部分開示決定処分のうち、事業者選考基準に記載された評価割合、評価係数及び配点並びに選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、豊中市情報公開条例第7条第4号に該当せず、開示すべきである。

他方、選考結果一覧表に記載された事業者のうち運営支援業務の委託を受けた事業者以外の事業者名については、豊中市情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当し、豊中市教育委員会教育長が当該部分を不開示とした処分は妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

平成19年10月30日、審査請求人は、豊中市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、豊中市教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、「(仮称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」(以下「基本構想検討委員会」という。)の運営支援等の業務(以下「運営支援業務」という。)の委託に関係する文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。

2 処分庁の決定

同年11月13日、豊中市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)は、本件開示請求に係る文書について、事業者選考基準に記載された評価割合、評価係数及び配点は「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、委託業者選考に係る事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある」ため、選考結果一覧表に記載された事業者のうち運営支援業務の委託を受けた事業者(以下「受託業者」という。)以外の事業者名は「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を明らかに害すると認められ、かつ委託業者選考に係る事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある」ため、及び選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、委託業者選考に係る事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある」ためとの理由を付して、行政文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)をし、審査請求人に通知した。

なお、業務計画書及び履行保証保険証券に記載された法人の担当者の氏名を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される」ものとして不開示としているが、この点については審査請求人が争っていないので、今回の審議の対象としていない。

3 審査請求

同年11月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

第三 審査請求の趣旨

処分庁が行った本件処分の取消しを求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書及び再反論書の記載内容並びに意見陳述の結果等をまとめると、審査請求人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 条例は、市民の知る権利を尊重し、市が説明責任を果たさなければならないこと、市民の市政への参加を促進することを目的としている。審査請求人は、事業者の選考が公平・公正に行われたかどうかを確認するために本件開示請求をしているにもかかわらず、事業者の選考に関する情報を開示しないとす本件処分は、市民の知る権利を侵害し、条例の趣旨に反する不当なものである。
- 2 処分庁は、事業者の選考基準を公表することにより、事業者が本来不得手であっても配点が高い項目について能力があるかのような企画提案書を提出することになるため、事業者の独自性が失われ、正確に審査することができないと主張するが、事業者が自らの能力を高くみせようとするのは当然のことであり、実施機関は、実際に能力があるのか、それとも能力を超えた提案を行っているのかを見極めるべきである。またそれは、企画提案内容を詳細に検討することによって判別可能であるから、事業者の選考基準を開示しても処分庁が主張するような支障はない。
- 3 処分庁は事業者選考基準を公表すると今後の事務・事業に支障があるというが、学校給食センターの建替えは、現在の学校給食センターが建設から30年以上経過し、老朽化したために行うもので、少なくとも今後30年は同種の事務・事業は行われぬ。
- 4 処分庁は、受託業者以外の事業者名は「公にすることにより、当該法人の正当な利益を明らかに害する」と主張するが、事業者は、基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者を選考するプロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に応募した時点で一定の評価を受けることは当然に認識しているはずである。採点結果や順位を公表されることによって今後の企業活動に悪影響を及ぼすとしても、プロポーザルに応募するにあたっての不可避的なリスクとして了承すべきで、市民の知る権利を制限し、不開示とすることができるほどの重大で深刻な不都合はない。
- 5 処分庁は、本件プロポーザルは事業者名、企画提案内容等を公表しないことを前提に行っており、このことにより、事業者の持つノウハウ、独創性等を引き出すことができるかと主張するが、市民が事業者の選考が公平・公正に行われたかどうかを検証するためには、応募した事業者名や選考結果はもちろん、企画提案書を含めた全ての情報を開示するべきである。事業者は受託業者として選考されるためには、事業者名や企画提案内容の公表が前提であったとしても企画提案書を提出する必要があるが、応募する全ての事業者が同じ制約を受けるのであれば、それぞれの事業者が公開されてもよいと判断した内容で、ノウハウや独創性を示した企画提案を行うため不都合はない。
- 6 学校給食は、各学校で給食を調理する「自校方式」と給食センターで調理をして各学校に配送する「センター方式」があり、審査請求人の調査では自校方式を望む市民が多いにもかかわらず、実施機関は給食センターを建て替え、センター方式を継続することを既定路線としている。センター方式と決定するまでの検討過程も含めて「(仮称)豊中市新学校給食センター」に関する情報公開が十分に行われていない。

- 7 受託業者は、P F I方式（※）での公共施設の建設に実績のあるコンサルタント業者であるが、P F I方式が必ずしも最善の手法ではなく、かえって市や市民の負担が増える場合もある。それにもかかわらず、実施機関は、P F I方式に実績があることを高く評価して受託業者を選考したのではないかと思われ、適正な選考がされていないのではないかとの疑問がある。
- 8 これらのことから、処分庁は、市民の知る権利を安易に制限することなく、事業者の選考に係る情報を公開すべきである。

※ P F I（Private Finance Initiative／プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法（出典：内閣府ホームページ民間資金等活用事業推進室）

第五 処分庁の主張の要旨

弁明書、再弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、処分庁の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る文書は、基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考に係るものである。受託業者の選考は、豊中市の入札参加資格を有する事業者の中から学校給食センターのコンサルタント業務経験のある事業者及び同等の能力を有する事業者を指名し、プロポーザル方式により行った。事業者選考基準のうち、評価割合、評価係数及び配点は開示していないが、選考基準の項目は開示しており、どのような基準で選考を行ったかは明らかになっている。
- 2 プロポーザル方式は、事業者から企画提案書の提出を受けて、事業者の持つ企画提案力、情報収集力、組織体制等を総合的に評価し、基本構想検討委員会の運営支援業務の委託先としてより適切な事業者を選考するものである。事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配点を公表すると、事業者が本来不得手であっても配点が高い項目について能力があるかのような企画提案書を提出することになるなど、事業者が本来持っている能力を正確に把握することができなくなり、事業者の選考に支障が生じることになる。
- 3 本件審査請求は、基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考に係るものであるが、今後、「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員会」を設置し、同種の業務の委託及び委託先事業者の選考を行うことを予定している。評価割合、評価係数及び配点を開示すると、今後の選考における選考基準が容易に推測できることになり、公正な事業者の選考に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第7条第4号に該当する。
- 4 基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考にあたっては、実施機関の職員で構成する「仮称豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会業務支援委託業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設けているが、選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、提案者名が記載されていない企画提案書により採点を行っており、どの企画提案書がどの事業者の作成によるものかが分からないので、特定の事業者に高い得点を与えることはできない。また、すべての事業者に対

して同一の選考基準に基づいて評価をしており、事業者の選考は適正に行われている。

- 5 各事業者は、提案者名、企画提案の具体的な内容等は公表しないとの条件で本件プロポーザルに応じており、採点結果や順位についても公開を前提としていない。

今回の選考は、基本構想検討委員会の運営支援業務の遂行能力に関する評価ではあるが、プロポーザル方式は事業者の業務遂行能力を評価するものであるため、公表することにより、実施機関が行った評価が事業者の社会的評価につながり、受託業者以外の事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する。

公表しないとしていたにもかかわらず、開示するという事になれば、事業者との信頼関係を損なう。また、プロポーザルに応じる事業者は、企画提案を行うにあたって相当の労力を払っているにもかかわらず、実施機関による評価や順位が公開されると、社会的評価を下げることにもなりかねず、今後、実施機関が行うプロポーザルに応じる事業者がいなくなるおそれがある。その結果、高い能力を有する事業者に事務を委託することができなくなり、実施機関が行う事務又は事業に著しく支障が生じる。

- 6 選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、選考基準の評価割合、評価係数及び配点に基づくものであるから、開示することにより、実施機関が行う事業者の適正な選考に著しく支障が生じる。

このため、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名は条例第7条第2号及び第4号に該当し、また、基準点及び配点は、条例第7条第4号に該当するため、開示することができない。

- 7 以上のとおり、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張には理由がない。

第六 当審査会の判断

1 事実経過

本件審査請求に係る審査にあたって当審査会が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 豊中市では、建設から30年以上経過し、老朽化した原田・服部の両学校給食センターの建替えを検討するため、平成16年8月に実施機関内部に「豊中市立学校給食センター建替検討委員会」を設置した。同委員会は、調査、検討のうえ、平成18年10月に「豊中市学校給食センター建替における基本方針」を策定した。
- (2) その後、平成19年5月に市民や学識経験者、関係機関・団体等の役職員で構成する「(仮称)豊中市新学校給食センター基本構想検討委員会」が設置されたが、基本構想検討委員会の運営支援及び資料収集等については、専門的な知識や経験が必要であるところから、実施機関は、これらの能力を有するコンサルタント業者に運営支援業務を委託することとした。
- (3) 実施機関は、基本構想検討委員会の運営支援業務を行なう事業者を選考するにあたっては、単に金額のみで比較するのではなく、事業者の業務遂行能力を評価するプロポーザル方式によることとし、具体的には、豊中市の入札参加資格を有する事業者の中から学校給食センターのコンサルタント業務経験のある事業者又は同等の能力を有する事業者を指名し、これらの事業者から提出された企画提案書を選考

委員が採点し、得点の高い事業者を受託業者の候補とすることとした。

- (4) 実施機関は、この選考結果に基づき、応募した4事業者の中から最も評価が高かった事業者と基本構想検討委員会の運営支援業務の委託契約を締結した。

2 条例の基本的な考え方

- (1) 条例第1条は「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。」と規定して、市民の開示請求権を保障するとともに、豊中市が説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

- (2) 実施機関は、条例の趣旨・目的に従い情報公開に努めるとともに、条例に基づく行政文書の開示請求があった場合には、原則として開示をしなければならない。ただし、行政文書の記載内容には、個人情報をはじめ、開示することにより法人等の正当な権利利益を明らかに害する情報や、市の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある情報等が含まれている場合があり、これら条例第7条各号に定める不開示情報がある場合には不開示とするが、当該不開示情報の部分を容易に区分して除くことができる場合には、当該不開示部分を除いた部分を開示すべきものとされている。

- (3) 行政文書の開示を求める市民は、開示を受けなければ、どの行政文書にどのような内容が記載されているかを知ることはできないので、行政文書を不開示又は部分開示とするときには、実施機関が不開示とする部分、条例の根拠及びその理由を示さなければならない。

3 本件処分に係る個別の不開示理由に関する判断

- (1) 事業者選考基準に記載された評価割合、評価係数及び配点について

- ① 処分庁が不開示とした情報のうち、事業者選考基準に記載された評価割合、評価係数及び配点は、事業者の選考にあたって、実施機関が評価項目のうち、どの項目をどの程度重視するかを決定したものである。

処分庁は、評価割合、評価係数及び配点を公表すると、応募する事業者が本来不得手であっても配点が高い項目について能力があるかのような企画提案書を提出し、これによって事業者が持つ能力を公正に審査することができなくなると主張する。しかしながら、基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考において実施機関が採用したプロポーザル方式は、事業者の業務遂行能力を評価するものであるため、その評価にあたっては、事業者が持つ本来の能力を正確に把握することが要求されるものではあるものの、少なくとも選考後には、評価割合、評価係数及び配点を開示するとしても、処分庁が主張するような支障が生じるおそれはないと思料する。

- ② 処分庁は、今後設置される「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員会」においても会議の運営支援等の業務の委託を予定しており、今回

と同様の選考を行うこととなるため、本件審査請求にかかる事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配点を開示すると、「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員会」の会議の運営支援等の業務の委託先事業者の選考基準が容易に予測でき、選考に支障があると主張する。しかしながら、基本構想検討委員会と「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員会」は審議、検討する内容が異なるものであるから、会議の運営支援等の業務を行う事業者に求められる能力は同一のものとはいえず、従って、選考基準も異なるべきものと考えられる。このことから、本件審査請求にかかる事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配点を開示することによって「(仮称)豊中市新学校給食センター基本計画策定検討委員会」における運営支援等の業務の委託先事業者の選考基準がある程度推測が可能になるとしても、事業者の選考を公正に行うことができないほどの支障があるとはいえず、不開示とすべき理由にはならない。

- ③ 受託業者の選考に関連して、審査請求人は、学校給食において自校方式を望む市民が多いにもかかわらず、実施機関はセンター方式を採用していると主張するが、当審査会は本件処分に係る文書の開示の適否について審査する機関であるから、学校給食において自校方式とセンター方式のいずれが適切かを論ずることはしない。ただし、審査請求人の意図するところが実施機関がセンター方式を中心に議論を進めている理由や給食センターの建替えに実績があるコンサルタント業者を選考対象とした理由が十分に説明されていないというところにあるのであれば、実施機関は、これまでの検討過程等の情報の公開をさらに進め、市民の理解を得られるようにすべきである。

同様に、学校給食センターの建替えにあたってPFI方式を採用するかどうか、最終的には実施機関が決定するものではあるが、実施機関は、検討過程や決定理由等を市民に対し積極的に説明すべきである。

なお、実施機関が本件プロポーザルにあたって示した「プロポーザル説明書」及び「仕様書(案)」(以下これらを「プロポーザル説明書」という。)において、委託業務内容のひとつに「事業化手法の検討」として「どのような方式(指定管理者、業務委託、PFI等)が最も適しているか、メリット・デメリットを明確にしながら比較検討する」と明記していることからすると、基本構想検討委員会の運営支援業務の委託先としてPFI方式に実績のある事業者を選考したことが直ちに公正な選考ではないということにはならないものと思料する。ただし、実施機関が基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考にあたってPFI方式に実績があることを特に重視したのであれば、実施機関は、市民に対しその理由等を説明すべきものとする。

- ④ 以上の理由から、事業者の選考基準は、実施機関が基本構想検討委員会の運営支援業務の委託先としてどのような事業者が適していると考えているかを示すものであり、実施機関は積極的に開示すべきである。

(2) 選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名について

処分庁が不開示とした情報のうち、選考結果一覧表に記載された受託業者以外

の事業者名は、これを開示することにより、すでに開示している合計点及び順位とともに実施機関の当該事業者に対する評価を示すこととなり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあることは否めない。

本件審査請求は、基本構想検討委員会の運営支援業務の受託業者の選考に関するものではあるが、プロポーザル方式による選考が事業者の業務遂行能力に対する評価であることを考慮すると、これを公表することによって事業者の社会的評価が左右されるおそれは高く、受託業者以外の事業者にとっては、営業上の不利益が発生することが考えられる。すなわち実施機関が行った特定の業務に関する評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性が相当程度あるため、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名は、公表することにより当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害する情報といえる。

従って、実施機関がプロポーザル説明書で事業者名等を公表しないとしたことには理由があり、特に不当なものとはいえない。

よって、プロポーザル説明書で公表をしないとしていたにもかかわらず、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名を開示することにより事業者との間の信頼関係を損ない、今後、高い能力を有する事業者に事務を委託することができなくなるなど実施機関の事務・事業の実施に支障があるとの処分庁の主張は、理由があると認められる。

これらのことから、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名は、不開示情報に該当するものと判断する。

(3) 選考結果一覧表に記載された基準点及び配点について

処分庁が不開示とした情報のうち、選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、選考委員が企画提案書を審査し採点した結果のうち評価項目ごとの評価を示すものである。

選考結果一覧表のうち、すでに合計点及び順位は開示しており、評価項目ごとの評価を開示しても受託業者以外の事業者名と結びつかない限り、特に支障があるとはいえない。また、上記(1)のとおり事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配点は不開示情報に該当せず、選考結果一覧表に記載された基準点及び配点を開示することによって事業者選考基準の評価割合、評価係数及び配点が明らかになるとしても、支障がないことはいうまでもない。

なお、本件審査請求に係る審査事項ではないが、審査請求人は、実施機関が受託業者の選考を公正に行っているかどうかを市民が知るためには、企画提案書そのものについても公表し、実施機関の評価が適正であるかどうかを市民が確認することができるようにすべきであると主張している。しかしながら、企画提案書には、事業者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを公開することにより当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあることが考えられる。このため、企画提案書の内容すべてを開示することには支障がある場合があり、不開示又は部分開示とすることもありえるものと考えられるが、選考理由や選考過程はできる限り明らかにされるべきであり、選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、開示されるべきである。

4 当審査会の結論

以上の理由により、本件処分のうち、事業者選考基準に記載された評価割合、評価係数及び配点並びに選考結果一覧表に記載された基準点及び配点は、条例第7条第4号に該当せず、開示すべきである。

他方、選考結果一覧表に記載された受託業者以外の事業者名については、開示することにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害し、また、実施機関が今後行うプロポーザルの適正な遂行に著しく支障を及ぼすものであり、条例第7条第2号及び第4号に該当するため、処分庁が不開示とした決定に誤りはない。

よって、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

平成20年（2008年）11月5日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 塩 川 茂

委 員 中 川 丈 久

IV. 情報提供の運用状況

IV. 情報提供の運用状況

(1) 情報提供の運用の経過

①利用者の推移

(人)

区 分	平成19年度まで	平成20年度	合 計
利 用 者 数	101,673	3,416 (-1,501)	105,089

* () 内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

○ 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度（現行政文書開示制度）と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コーナーがあまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実（市政資料3,205冊、他の行政資料等6,379冊保有）により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

市政情報コーナーのほか、図書館など市内17ヶ所の施設に設置する市政資料展示コーナーや、市ホームページにおいても情報提供を行っています。

最近では、市ホームページに掲載する情報の充実などにより、市政情報コーナーの利用者数は減少傾向にあり、平成20年度の利用者数は、3,416人（1ヶ月当たり約285人で前年比125人の減）となっています。

②利用内容の推移

(件)

区 分	平成19年度まで	平成20年度	合 計
閲 覧	80,573	3,109 (-479)	83,682
視 聴	2,220	93 (-10)	2,313
複 写	36,711	2,043 (-567)	38,754
提 供	49,752	756 (-528)	50,508
相 談	15,080	540 (-276)	15,620
販 売	3,244	113 (19)	3,357
合 計	187,580	6,654 (-1,841)	194,234

* 視聴、販売は、7年度から分類。

○ 市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市をはじめ国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

月	利用内容 (件)							利用者 (人)		
	閲覧	視聴	複写	提供	相談	販売	計	個人	法人	計
4	287	1	222	112	62	20	704	150	273	423
5	244	9	174	83	63	19	592	112	239	351
6	245	6	191	65	51	6	564	90	236	326
7	221	8	197	73	42	5	546	110	216	326
8	267	5	189	47	43	8	559	114	161	275
9	281	2	198	70	40	2	593	95	190	285
10	303	3	164	42	70	6	588	105	209	314
11	205	8	116	56	43	17	445	69	140	209
12	222	2	128	42	22	6	422	66	123	189
1	232	23	149	68	33	4	509	91	141	232
2	305	22	162	43	38	10	580	78	180	258
3	297	4	153	55	33	10	552	72	156	228
計	3,109	93	2,043	756	540	113	6,654	1,152	2,264	3,416

(3) 保有資料の複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

月	取扱件数 (件)	複写枚数 (枚)	収入額 (円)
4	188	1,491	19,550
5	157	1,318	16,420
6	170	956	18,600
7	166	1,054	13,980
8	170	958	11,780
9	182	1,446	24,535
10	157	1,967	54,955
11	108	2,254	26,180
12	128	1,427	16,470
1	138	800	9,400
2	155	1,022	13,270
3	147	798	9,820
計	1,866	15,491	234,960

月	数量 (個)	収入額 (円)
4	0	0
5	0	0
6	1	360
7	0	0
8	0	0
9	0	0
10	0	0
11	0	0
12	0	0
1	0	0
2	0	0
3	0	0
計	1	360

(電磁的記録)

※ 通常のコピーのほかに、実費によるコピーも含むため、
複写枚数×10円=収入額とはならない。

(4) 有料頒布資料の販売状況

No.	資料名	主管課名	単価	金額	販売数
1	市史研究とよなか(第1・2号)	情報公開課	1,000	3,000	3
2	豊中市史資料集	〃	1,200	2,400	2
3	豊中市史(集落・都市)	〃	7,500	22,500	3
4	豊中市史(自然)	〃	9,000	9,000	1
5	豊中市史(古文書・古記録)	〃	7,800	7,800	1
6	豊中市史(学校教育)	〃	8,800	8,800	1
7	豊中市史(民俗)	〃	7,900	7,900	1
8	豊中市史(社会教育)	〃	7,300	7,300	1
9	豊中市史(社会経済)	〃	8,500	8,500	1
10	豊中市史(考古)	〃	7,800	7,800	1
11	豊中市史(美術)	〃	8,000	0	0
12	豊中市統計書(平成13年まで)	〃	3,000	0	0
13	豊中市統計書(平成14年～)	〃	1,500	9,000	6
14	豊中の工業(平成9年調査結果)	〃	100	100	1
15	豊中の工業(平成8年以前の調査結果)	〃	500	0	0
16	豊中の商業(一般飲食店編)	〃	500	0	0
17	豊中の商業(卸売小売業編)	〃	500	0	0
18	豊中の商業	〃	300	300	1
19	豊能自然歩道地図	企画調整室	400	2,000	5
20	豊能自然歩道彩録絵地図野のみち賛歌	〃	200	800	4
21	とよなかまつぷ	広報広聴課	200	5,400	27
22	アーバンデザインマニュアル第一部 (公共空間編)	環境政策室	3,000	0	0
23	アーバンデザインマニュアル第二部 (建築指針編)	〃	3,000	0	0
24	アーバンデザインマニュアル第三部 (屋外造形編)	〃	3,000	0	0
25	豊中市住居表示白全図	市民課	200	400	2
26	北部大阪都市計画図カラー全図(豊中市)	都市計画課	1,000	0	0
27	豊中都市計画図白地図(全図)	〃	200	200	1
28	豊中都市計画図白地図(分割図)	〃	200	3,200	16
29	フィールドガイドとよなか・むし	教育センター	1,000	0	0
30	豊中の文化財	地域教育振興課	1,000	1,000	1
31	とよなか歴史・文化財ガイドブック	地域教育振興課	500	9,000	18
小計				116,400	97

No.	資料名	主管課名	単価	金額	販売数
32	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 3～7	とよなか都市創造研究所	840	0	0
33	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 8～10	〃	1,000	1,000	1
34	TOYONAKA ビジョン22 Vol. 11～12	〃	1,000	0	0
35	廃棄物に関する意識・行動調査ーライフスタイルの視点からー(1)	〃	400	0	0
36	〃 (資料編)	〃	400	0	0
37	〃 (2)	〃	400	0	0
38	IT産業振興”とよなかモデル”ー税収の安定確保に向けてー	〃	400	0	0
39	地域社会に求められる生活支援システムの再構築	〃	400	0	0
40	千里ニュータウン住宅地再生に向けた提言	〃	400	0	0
41	高齢者の生活保護等に関する意識調査	〃	400	0	0
42	市民公益活動を促進する条例の類型比較 ～新しいコミュニティづくりのために	〃	400	0	0
43	都市交通から見た豊中市の政策課題	〃	400	400	1
44	豊中市の廃棄物行政における市民参加の検討	〃	400	0	0
45	いわゆる『孤独死』問題についての考察	〃	100	0	0
46	地方自治体における福祉サービスの評価のあり方についての考察	〃	300	300	1
47	都市交通から見た豊中市の政策展開の考察 ー豊中市における総合交通政策の展開に向けてー	〃	400	0	0
48	地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題 ー市民による政策評価指標づくりー	〃	500	0	0
49	地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題2 ー円卓会議への情報提供のあり方ー	〃	500	0	0
50	地方自治体における協働型政策評価の可能性と課題3 ー市民の生活感覚の把握からまちの判断へー	〃	500	0	0
51	豊中市における保育所政策の財政的特長と課題	〃	500	0	0
52	地域コミュニティ構築に向けた基礎調査 ー先行事例研究と豊中市の地域資本調査ー	〃	500	1,000	2
53	地域コミュニティ構築に向けた基礎調査Ⅱ ー市民意識調査と先行自治体事例から見るコミュニティ行政の課題ー	〃	500	1,000	2
54	交通政策における広域連合制度の可能性について	〃	500	0	0
55	豊中市における地域特性の再検討	〃	500	500	1
56	とよなか市民の暮らしと意識ー生活者の視点からー	〃	400	0	0
57	千里ニュータウンの暮らしの変化とまちづくりに関する調査報告書	〃	500	0	0
58	市民感覚に基づく都市情報データベースの構築に向けた提言	〃	500	500	1
59	豊中市の地域コミュニティづくりに向けて	〃	500	500	1
60	次世代を担う豊中市職員の人材育成のあり方に関する基礎研究	〃	300	900	3
61	豊中市の都市空間における集会機能の再編に向けた基礎研究	〃	500	1,000	2
62	地方分権時代へ向けた財政情報提供への試作	〃	300	300	1
	小計			7,400	16
	合計			123,800	113

(5) 情報提供されている主な資料と利用状況

分類	主な資料名	19年度まで	20年度	合計
行政一般	各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録	(42.8%) 80,236	(36.2%) 2,408	(42.5%) 82,644
人権・文化	女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針	(2.7%) 4,985	(0.2%) 14	(2.6%) 4,999
公害	公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針	(1.0%) 1,797	(0.0%) 0	(0.9%) 1,797
税・財務	予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要	(10.7%) 20,080	(27.6%) 1,839	(11.3%) 21,919
産業・労働 市民生活	消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案	(2.2%) 4,199	(0.0%) 0	(2.2%) 4,199
福祉・保健	老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報	(4.3%) 8,131	(2.3%) 154	(4.3%) 8,285
環境・衛生	古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルング都市とよなか、とよなかのごみ施策	(4.6%) 8,547	(2.8%) 187	(4.5%) 8,734
土木・建築	都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策	(12.6%) 23,681	(26.0%) 1,733	(13.1%) 25,414
上・下水道	豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史	(2.4%) 4,496	(1.8%) 120	(2.4%) 4,616
教育・文化	研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育	(5.5%) 10,259	(1.7%) 113	(5.3%) 10,372
消防・交通	消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書	(0.9%) 1,710	(0.1%) 3	(0.9%) 1,713
議会	議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿	(2.2%) 4,095	(0.3%) 20	(2.1%) 4,115
その他	新聞、法律書、雑誌その他	(8.2%) 15,364	(1.0%) 63	(7.9%) 15,427
合計		187,580	6,654	194,234

(6) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
①市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、市街地図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、アーバンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料、とよなかもっぷ
②国の刊行物	各種白書（公務員、警察、青少年、経済、国民生活、厚生労働、環境、外交、通商、中小企業、通信、建設、防災、地方財政）、国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表
③府の刊行物	大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書
④他の自治体の刊行物	統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要
⑤その他雑誌等	六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府⑦）、日刊紙、一般用語辞典

(平成20年度)

V. 会議公開制度の運用状況

(1) 審議会等の会議の公開状況

平成21年3月31日現在

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
1	行財政改革推進市民会議 (部会有)	準ずる機関	行 財 政 再 建 対 策 室	8	公 開	1
2	防災会議	附属機関	危 機 管 理 室	未開催	公 開	0
3	国民保護協議会	附属機関	危 機 管 理 室	未開催	公 開	0
4	情報公開・個人情報保護運営委員会 (部会有)	附属機関	総 情 報 務 公 開 部 課	2	一部非公開	0
5	情報公開・個人情報保護審査会	附属機関	総 情 報 務 公 開 部 課	2	非 公 開	-
6	特別職報酬等審議会	附属機関	総 人 材 務 育 事 成 部 室 課	1	公 開	0
7	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	附属機関	総 人 材 務 育 事 成 部 室 課	1	非 公 開	-
8	非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	総 人 材 務 育 事 成 部 室 課	未開催	非 公 開	-
9	施設総合管理業務委託にかかる総合評価一般競争入札審査委員会	準ずる機関	総 契 約 務 検 査 部 室	2	非 公 開	-
10	人権文化のまちづくりをすすめる協議会	附属機関	人 人 権 文 化 部 課	3	一部非公開	0
11	豊中市同和問題解決推進協議会	附属機関	人 人 権 文 化 部 課	3	一部非公開	0
12	人権まちづくりセンター運営協議会	附属機関	人 豊 中 人 権 ま ち づ くり セ ン タ ー	休止	-	-
13	男女共同参画苦情処理委員会	附属機関	人 女 共 同 参 画 推 進 課	2	一部非公開	-
14	男女共同参画審議会	附属機関	人 女 共 同 参 画 推 進 課	4	公 開	22
15	外国人市民会議	準ずる機関	人 文 化 芸 術 ・ 国 際 部 室	5	一部非公開	4
16	文化芸術振興審議会	附属機関	人 文 化 芸 術 ・ 国 際 部 室	3	公 開	5
17	総合計画審議会	附属機関	政 策 企 画 部 室	休止	-	-
18	公共事業再評価委員会	準ずる機関	政 策 企 画 部 室	2	公 開	-
19	第3次豊中市総合計画後期基本計画における評価・進行管理に関する市民会議	準ずる機関	政 策 企 画 部 室	8	公 開	4
20	市民公益活動推進委員会	附属機関	政 コ ミ ュ ニ テ ィ 政策 部 室	8	一部非公開	8

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
21	「(仮称)コミュニティ基本方針」検討委員会	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 コ ミ ュ ニ テ イ 政 策 室	7	公 開	40
22	情報政策専門家会議	準ずる機関	政 策 企 画 部 室 情 報 政 策 室	1	公 開	0
23	環境審議会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	3	公 開	2
24	環境保全審査会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	5	公 開	2
25	都市デザイン委員会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	2	公 開	0
26	E S Tモデル事業推進委員会	準ずる機関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	3	公 開	5
27	廃棄物減量等推進審議会	附 属 機 関	環 境 政 策 部 室 環 境 政 策 室	1	公 開	0
28	労働問題協議会	準ずる機関	市 民 生 活 部 課 市 民 生 活 課	休止	—	—
29	個別労働関係紛争調査委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 課 市 民 生 活 課	5	一部非公開	0
30	労働会館運営委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 課 市 民 生 活 課	1	公 開	0
31	消費生活審議会	附 属 機 関	市 民 生 活 部 課 市 民 生 活 課	1	一部非公開	0
32	千里文化センター市民運営会議	準ずる機関	市 民 生 活 部 課 市 民 生 活 課	6	公 開	29
33	民生委員推薦会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 課	2	非 公 開	—
34	健康福祉審議会(部会有)	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 課	7	公 開	7
35	健康福祉サービス苦情調整委員会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 課	2	非 公 開	—
36	障害者施策推進協議会	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 課	3	公 開	19
37	介護給付費等支給審査会(※1)	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 課	12	非 公 開	—
38	市立障害福祉センター運営委員会	準ずる機関	健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 課	1	公 開	0
39	老人ホーム等入所判定委員会	準ずる機関	健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 課	4	非 公 開	—
40	介護認定審査会(※2)	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 課	12	非 公 開	—
41	介護保険事業運営委員会(部会有)	附 属 機 関	健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 課	11	一部非公開	44

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
42	公害健康被害認定審査会	附属機関	健康福祉部 健康づくり推進課	12	非公開	-
43	保健医療審議会	附属機関	健康福祉部 健康づくり推進課	未開催	公開	0
44	公害健康被害診療報酬審査委員会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	12	非公開	-
45	予防接種健康被害調査委員会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	未開催	非公開	-
46	呼吸器疾患患者診療報酬審査会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	未開催	非公開	-
47	食育推進協議会	準ずる機関	健康福祉部 健康づくり推進課	2	公開	1
48	国民健康保険運営協議会	附属機関	健康福祉部 健康給付課	3	公開	7
49	次世代育成支援推進協議会	準ずる機関	子ども未来部 子育て支援課	4	公開	9
50	都市計画審議会	附属機関	まちづくり推進部 都市計画課	2	公開	2
51	建築審査会	附属機関	まちづくり推進部 都市計画課	3	一部非公開	0
52	開発審査会	附属機関	まちづくり推進部 都市計画課	未開催	一部非公開	0
53	豊中市都市計画マスタープラン策定検討委員会	準ずる機関	まちづくり推進部 都市計画課	2	公開	0
54	豊中市都市計画事業野田土地区画整理審議会	附属機関	まちづくり推進部 市街地整備室	休止	公開	-
55	まちづくり専門家会議	附属機関	まちづくり推進部 まちづくり支援課	1	公開	3
56	ラブホテル建築規制審議会	附属機関	まちづくり推進部 中高層建築調整室	休止	非公開	-
57	中高層建築物等紛争あっせん委員会（部会有）	附属機関	まちづくり推進部 中高層建築調整室	2	非公開	-
58	中高層建築物等紛争調停委員会（部会有）	附属機関	まちづくり推進部 中高層建築調整室	1	非公開	-
59	病院運営審議会	附属機関	市立豊中病院 事務局管理課	2	公開	4
60	上下水道事業運営審議会	附属機関	上下水道局 経営企画課	5	公開	7
61	市立小・中学校通学区域審議会（※3）	附属機関	教員総務室 教育総務課	未開催	公開	0
62	学校医等公務災害補償認定委員会	附属機関	教員総務室 保健体育課	未開催	非公開	-

No.	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
63	学校教育審議会	附属機関	教 育 委 員 会 企 画 政 策 室	2	公 開	1
64	教育振興計画検討会議	準ずる機関	教 育 委 員 会 企 画 政 策 室	2	公 開	0
65	幼児教育振興審議会	附属機関	教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課	1	公 開	0
66	教育センター運営委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 学 校 教 育 セ ン タ ー	2	公 開	0
67	社会教育委員会議	附属機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 課 地 域 教 育 振 興 課	3	公 開	1
68	文化財保護審議会	附属機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 課 地 域 教 育 振 興 課	2	一部非公開	1
69	放課後子どもプラン運営委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 課 地 域 教 育 振 興 課	4	公 開	12
70	市立図書館協議会	附属機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 岡 町 図 書 館	2	公 開	2
71	公民館運営審議会	附属機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 室 中 央 公 民 館	4	公 開	0
72	スポーツ振興審議会	附属機関	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 推 進 課 ス ポ ー ツ 振 興 課	2	公 開	0
73	小作料協議会	附属機関	農 業 委 員 会 事 務 局	未開催	非 公 開	-
	附属機関	50		137		137
	準ずる機関	23		81		105
	合計	73		218		242

注)

- ※1 介護給付費等支給審査会は、23回開催されていますが、1月毎に1回としています。
- ※2 介護認定審査会は、485回開催されていますが、1月毎に1回としています。
- ※3 平成20年6月30日付廃止

VI. 運 営 委 員 会 と 審 査 会

Ⅵ. 運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

[委員名簿]

(任期) 平成19年8月24日～平成21年8月23日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	池 田 敏 雄	大学名誉教授	
副 会 長	園 田 寿	大学院教授	
委 員	峰 岸 暁 美	社会福祉協議会理事	
〃	小早川 謙 一	商工会議所専務理事	
〃	谷 口 佳以子	消費者協会会長	
〃	宮 下 幾久子	弁護士	
〃	瓜 生 隆 子	人権擁護委員	
〃	松 倉 信 之	連合大阪豊中地区協議会議長	
〃	井 上 典 之	大学院教授	
〃	加 賀 有津子	大学院准教授	
〃	吉 川 正 史	大学准教授	
〃	木 下 敬 子	市民 (公募)	
〃	下 村 淳 美	市民 (公募)	

- 運営委員会は13人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員7人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 運営委員会の開催状況（平成元年10月1日から平成21年3月31日まで）

元年度	8月31日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	9月12日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月22日	(第3回)	〃
	12月25日	(第4回)	〃
2年度	6月12日	(第5回)	〃
	7月19日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月29日	(第7回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議及び運用状況の報告
3年度	7月24日	(第8回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議及び運用状況の報告
	11月6日	(第1回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
4年度	4月18日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月2日	(第3回)	運用状況の報告
5年度	5月8日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月29日	(第2回)	運用状況の報告
	10月2日	(第3回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
6年度	9月1日	(第1回)	運用状況の報告
7年度	7月19日	(第1回)	運用状況の報告及び震災時の個人情報の取扱いの報告
	12月14日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
8年度	4月3日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	6月28日	(第2回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
9年度	6月20日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月24日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
10年度	6月26日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月4日	(第2回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	1月22日	(第3回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及

			び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月 1日	(第 4 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
11年度	6月25日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			当運営委員会の会議の公開について
	10月 8日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	2月24日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			専門部会での審議状況について
12年度	6月21日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月19日	(第 2 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	9月29日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月27日	(第 4 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月26日	(第 5 回)	公文書の開示等に関する制度の見直しに伴う個人情報保護制度の改正について
	3月 6日	(第 6 回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
13年度	5月30日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	会長等の選出について
14年度	6月19日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	11月 7日	(第 2 回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 住民基本台帳ネットワークシステムの豊中市の現状について（関係担当課の職員から説明） 豊中市情報公開条例の一部改正について
15年度	6月16日	(第 1 回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	10月10日	(第 2 回)	会長等の選出及び個人情報保護制度の見直しについて 豊中市水道情報システムについて
	3月23日	(第 3 回)	個人情報保護条例に基づく本人外収集についての審議 専門部会での中間報告について 豊中市文書館の施設見学
16年度	6月30日	(第 1 回)	運用状況の報告 専門部会での審議状況について

	10月 4日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
	3月23日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
17年度	6月24日	(第 1 回)	運用状況の報告
	9月16日	(第 2 回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	10月28日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取 扱いの審議
	11月25日	(第 4 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月29日	(第 5 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 個人情報保護条例の一部改正について 行政データを活用した、同和問題の解決に向けた実態把 握について
18年度	4月28日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議
	6月21日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	11月 8日	(第 3 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月22日	(第 4 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 情報公開制度における行政文書任意開示申出の取り扱い について
19年度	6月 8日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議 運用状況の報告
	10月 4日	(第 2 回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
20年度	6月 2日	(第 1 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 運用状況の報告
	3月26日	(第 2 回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 グーグル社「ストリートビュー」について 個人情報保護条例の一部改正について

計 59回開催

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

(任期) 平成19年10月1日～平成21年9月30日

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	木 村 修 治	弁 護 士	
会長代理	佐 野 久美子	〃	
委 員	加 藤 幸 江	〃	
〃	塩 川 茂	〃	
〃	中 川 丈 久	大 学 教 授	

- 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

(4) 審査会の開催状況（平成元年10月1日から平成21年3月31日まで）

元年度	11月 9日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	12月 4日	(第2回)	審議の進め方の打合わせ
2年度	8月30日	(第3回)	制度の運用状況の報告
	3月 6日	(第4回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査
3年度	4月 1日	(第5回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査
	4月 5日	(第6回)	審査会の運営について（手続きの打合わせ）
	5月 8日	(第7回)	空港対策課所管の異議申立て及び教育委員会所管の指導要録の審査請求に関する審査
	5月23日	(第8回)	〃
	6月10日	(第9回)	〃
	7月15日	(第10回)	空港対策課所管の異議申立ての答申の取りまとめ及び教育委員会の指導要録に関する審査
	11月 5日	(第1回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査
	11月25日	(第2回)	〃
	12月 2日	(第3回)	〃（審査請求人による意見陳述）
	12月27日	(第4回)	〃（実施機関による口頭説明）
	2月27日	(第5回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査
	3月21日	(第6回)	〃
	4年度	5月12日	(第7回)
5月26日		(第8回)	〃
6月29日		(第9回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査
7月28日		(第10回)	〃
8月24日		(第11回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査
9月 4日		(第12回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査（異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明）ほか
12月25日		(第13回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異議申立てに関する審査
1月19日		(第14回)	〃
2月 8日		(第15回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述及び実施機関による口頭説明
2月17日		(第16回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査
3月12日	(第17回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査	
5年度	4月 9日	(第1回)	〃

	10月24日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	11月 2日	(第9回)	〃
	11月22日	(第10回)	〃
	3月 8日	(第11回)	審査会の運営について
7年度	4月12日	(第1回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	4月17日	(第2回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び審査
	5月15日	(第3回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	5月30日	(第4回)	同和対策室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	6月12日	(第5回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する不服申立人の意見陳述
	6月28日	(第6回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	7月25日	(第7回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	8月 2日	(第8回)	同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明及び同和対策室所管の異議申立てに関する審査
	12月18日	(第9回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	12月28日	(第10回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	1月16日	(第11回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月 7日	(第12回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	2月23日	(第13回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する審査
	3月26日	(第14回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査請求に関する答申案の検討
8年度	6月18日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月13日	(第2回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	8月27日	(第3回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査

	9月30日	(第4回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
	11月29日	(第5回)	財政課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	12月27日	(第6回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	2月5日	(第7回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
	3月7日	(第8回)	財政課所管の異議申立てに関する答申案の検討
9年度	4月15日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
	6月10日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
	8月8日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	11月5日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月17日	(第5回)	市民課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	1月21日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	2月25日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	3月20日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
10年度	4月14日	(第1回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月27日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する審査
	1月29日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
	3月2日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異議申立てに関する審査
11年度	6月11日	(第1回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明 当審査会の会議の公開について
	7月16日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月11日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管の異議申立てに関する答申案の検討
	8月31日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	11月4日	(第5回)	会長等の選出・制度の見直しについて
	3月27日	(第6回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
12年度	5月2日	(第1回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月4日	(第2回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	7月27日	(第3回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明

			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	8月29日	(第4回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	10月16日	(第5回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び教職員課所管の審査請求に関する審査
	11月28日	(第6回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月31日	(第7回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検討及び教職員課所管の審査請求に関する審査
13年度	4月19日	(第1回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
	5月22日	(第2回)	教職員課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述
	6月18日	(第3回)	教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月19日	(第4回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	9月7日	(第5回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月5日	(第6回)	会長等の選出について
14年度	未開催		
15年度	4月25日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	6月20日	(第2回)	〃
	7月10日	(第3回)	〃 異議申立人の意見陳述 及び実施機関の口頭説明
	8月7日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月29日	(第5回)	〃
	9月29日	(第6回)	〃
	11月5日	(第7回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査並びに経営企画課所管の審査請求及び給水課所管の審査請求に関する審査
	12月24日	(第8回)	市民課所管の異議申立てに関する審査及び給水課所管の審査請求に関する審査
	2月13日	(第9回)	給水課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
16年度	4月5日	(第1回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査 水道局給水課所管の審査請求に関する審査

	5月10日	(第2回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する異議申立人による意見陳述の聴取 水道局給水課所管の審査請求に関する審査
	6月15日	(第3回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する実施機関による口頭説明の聴取及び異議申立人による意見陳述の聴取
	7月29日	(第4回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月20日	(第5回)	〃
17年度	11月28日	(第1回)	会長等の選出について 水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
	2月20日	(第2回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	3月24日	(第3回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
18年度			未開催
19年度	10月17日	(第1回)	会長等の選出について 市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月4日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	1月28日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
	2月29日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査 学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
20年度	7月1日	(第1回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及び実施機関の口頭説明
	9月22日	(第2回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査

計 132回開催

VII. 資 料

(1) 豊中市情報公開条例

公布	平成13年	4月2日	条例第28号
沿革	平成15年	4月1日	条例第9号
	平成16年	3月25日	条例第1号
	平成17年	4月1日	条例第19号
	平成19年	3月23日	条例第1号
	平成19年	3月30日	条例第8号
	平成20年	3月26日	条例第3号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）
- 第3章 不服申立てに係る手続（第18条—第20条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第21条—第24条）
- 第5章 補則（第25条—第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
 - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権者等）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者

- (5) 市税の納税義務者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があった場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手続)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
- オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報
- （部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- （公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
- （行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
- （開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があつたものとみなすことができる。
- （開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等を行う。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複製したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

(費用負担)

第16条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複製したもの及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

(他の制度との調整)

第17条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が

定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)と同一の方法による開示については、適用しない。

第3章 不服申立てに係る手続

(審査会への諮問等)

第18条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開の総合的な推進

(実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実)

第21条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

(情報の公表及び提供等)

第22条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときを除く。

- (1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画
- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関(以下「附属機関等」という。)の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補則

（行政文書の管理）

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

（行政文書の目録の作成及び閲覧）

第26条 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

第27条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13.9規則68により、平成13.10.1から施行〕

2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、議会が保有している行政文書については、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定により、現になされている公文書の開示の請求（以下「旧請求」という。）は、新条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第18条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

6, 7 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成15.4.1条例9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16.3.25条例1）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成17.4.1条例19抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成17.9規則53により、平成17.10.1から施行〕

附 則（平成19.3.23条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19.3.30条例8）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20.3.26条例3抄）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布	平成17年	4月	1日	条例第19号
沿革	平成18年	3月	31日	条例第7号
	平成19年	3月	23日	条例第1号
	平成19年	3月	30日	条例第8号
	平成20年	3月	26日	条例第3号

豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第6号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	実施機関における個人情報の取扱い
第1節	収集等の一般的制限（第6条）
第2節	個人情報の収集及び安全確保の措置等（第7条—第11条の3）
第3節	個人情報の利用及び提供（第12条—第16条）
第3章	個人情報ファイル（第17条）
第4章	自己情報の開示等
第1節	自己情報の開示請求（第18条—第31条）
第2節	訂正、削除等の請求（第32条—第50条）
第5章	苦情処理及び救済手続（第51条—第54条）
第6章	事業者が取り扱う個人情報の保護（第55条—第58条）
第7章	雑則（第59条—第62条）
第8章	罰則（第63条—第69条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 指定管理者 市が、公の施設の管理を行わせるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し、又は取得した個人情報であって、当該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(アに掲げるものを除く。)

(実施機関の役割)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用除外)

第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (2) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
- (3) 大阪府統計調査条例(昭和26年大阪府条例第27号)第2条第1号に規定する統計調査によって集められた個人情報
- (4) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認められた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(安全確保の措置等)

第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(職員等の義務)

第9条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(処理委託に係る安全確保の措置等)

第10条 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者等の義務)

第11条 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理業務に係る安全確保の措置等)

第11条の2 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(指定管理者等の義務)

第11条の3 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3節 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めのあるとき。

(3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

(5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。

(6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかななければならない。

(外部提供に係る安全確保の措置等)

第13条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

(外部提供を受けた者等の義務)

第14条 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。）があるとき。
- (2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第16条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

第17条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの
- (2) 試験的又は一時的に用いるもの
- (3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの
- (4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの

3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第4章 自己情報の開示等

第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者、子及び父母（以下「配偶者等」という。）であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
- (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。

（自己情報の開示義務）

第 20 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項、第 22 条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
 - オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (8) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報
- (部分開示)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る自己情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- (裁量的開示)

第 22 条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報（第 20 条第 8 号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第 20 条第 2 号に掲げる情報を開示しようとする場合には、開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。
- (開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 24 条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。
- (開示決定等の期限)

第 25 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にななければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に開示決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）があったものとみなすことができる。（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日（第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの自己情報について開示決定等を行う期限
- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
 - 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があったものとみなすことができる。（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る自己情報に市、国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第20条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第22条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施）

第28条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第21条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。（開示請求の特例）

第29条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求を行うことができる。

- 2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること（第18条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、第 1 項の規定による開示請求があったときは、第 24 条及び前条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。
(費用負担)

第 30 条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書（第 28 条第 3 項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあっては同条第 2 項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
(他の制度との調整)

第 31 条 この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている保有個人情報にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第 2 節 訂正、削除等の請求

(訂正請求権)

第 32 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求をすることができる。
- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
 - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (3) 死者の相続人（前 2 号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手續)

第 33 条 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨及び理由
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、訂正請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正請求に係る自己情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 実施機関は、本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。
(利用及び外部提供の停止)

第 34 条 実施機関は、訂正請求があったときは、第 37 条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

第 35 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第 36 条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第 37 条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 38 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内にななければならない。ただし、第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に訂正決定等を行わないときは、前条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

第 39 条 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から起算して 60 日

（第 33 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 訂正請求者は、第 1 項第 2 号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第 37 条第 2 項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正の実施)

第 40 条 実施機関は、第 37 条第 1 項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなければならない。

(外部提供先への通知)

第 41 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたものに対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削除等請求権)

第 42 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目的外利用の中止又は外部提供の中止（以下「削除等」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき又は第12条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止
- (2) 第12条の規定に違反して外部提供され、又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求（以下「削除等請求」という。）をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求をすることができる。
 - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
 - (2) 死者の配偶者等であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報
（削除等請求の手続）

第43条 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除等請求に係る自己情報の本人であること（前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者（以下「削除等請求者」という。）に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。
（利用及び外部提供の停止）

第44条 実施機関は、削除等請求があったときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。
（自己情報の削除等義務）

第45条 実施機関は、削除等請求があった場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をしなければならない。ただし、当該自己情報の削除等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
（削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報）

第46条 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。
（削除等請求に対する決定等）

第47条 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等を行わないとき（前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、削除等を行わない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(削除等決定等の期限)

第48条 前条第1項及び第2項の決定(以下「削除等決定等」という。)は、削除等請求があった日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等を行うことができないときは、削除等請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に削除等決定等を行わないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等決定等の期限の特例)

第49条 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があった日から起算して60日(第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて削除等決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限

- 2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

- 3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等を行わないときは、同号の残りの自己情報について第47条第2項の規定による自己情報の全部の削除等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(削除等の実施)

第50条 実施機関は、第47条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

第5章 苦情処理及び救済手続

(苦情処理)

第51条 何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、市規則で定めるところにより、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)があつたときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。

- 4 実施機関は、苦情の申出があつた場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(審査会への諮問等)

第52条 開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第54条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る削除等決定等（削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部の削除等をするものとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第53条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は削除等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第54条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の役割）

第55条 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（事業者に対する啓発、助言等）

第56条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

（事業者に対する措置）

第57条 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において、正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。

(2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（相談体制の整備等）

第58条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあっせんに努めるものとする。

第7章 雑則

（国等との協力）

第59条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。

（運用状況の公表）

第60条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（出資法人が保有する個人情報の保護）

- 第 61 条** 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。

（委任）

- 第 62 条** この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第 8 章 罰則

- 第 63 条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 10 条第 1 項の受託業務若しくは第 12 条第 2 項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 4 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。
- 2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。
- 第 64 条** 前条第 1 項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。
- 2 前条第 2 項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。
- 第 65 条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。
- 第 66 条** 第 63 条第 1 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。
- 2 第 63 条第 2 項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。
- 第 67 条** 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して、第 63 条、第 64 条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 第 68 条** 第 63 条から第 66 条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第 69 条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50,000 円以下の過料を科する。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成 17.9 規則 53 により、平成 17.10.1 から施行〕
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 20 条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 19 条、第 33 条又は第 43 条の規定による開示請求、訂正請求又は削除等請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第 26 条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 52 条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6～8 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 （平成 18.3.31 条例 7）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 19.3.23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 19. 3. 30 条例 8）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20. 3. 26 条例 3 抄）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	7号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	28号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元. 8規則38により、平成元. 8. 24から施行]

2 他の条例の一部改正 [略]

附 則 (平成13. 4. 2条例28抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13. 9規則68により、平成13. 10. 1から施行]

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行]

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布	平成	元年	4月	1日	条例第	8号
沿革	平成	13年	4月	2日	条例第	30号
	平成	17年	4月	1日	条例第	19号
	平成	19年	3月	23日	条例第	1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。）第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、不服申立てに係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むこ

とができない。

- 2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成元. 9規則53により、平成元. 10. 1から施行〕
- 2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成13. 4. 2条例30抄)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成13. 9規則72により、平成13. 10. 1から施行〕
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。
- 3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成17. 4. 1条例19抄)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
〔平成17. 9規則53により、平成17. 10. 1から施行〕

附 則 (平成19. 3. 23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用にも努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時及び場所
 - (3) 公開の可否
 - (4) 公開した場合は、傍聴者数
 - (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
 - (6) 出席者
 - (7) 議題
 - (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
 - (9) 事務局
- 2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。
 - 3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。
 - 4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

（様式第1号及び様式第2号 省略）

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成21年（2009年）6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課（市政情報コーナー）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

☎06-6858-2653